

第Ⅲ部 イギリスの年金制度に関する税制上の取り扱い

「年間非課税限度額 (Annual Allowance : AA)」と

「生涯非課税限度額 (Lifetime Allowance : LTA)」

佐野邦明

一般社団法人 年金総合研究所 主任研究員

要旨

イギリスの年金制度に関する 2006 年 4 月 5 日以前における税制は、職域年金制度であるか個人年金制度であるか、制度への加入時点がいつであるかによってその取扱いが異なる複雑なものであった。しかし、2004 年金融法 (Finance Act 2004) による「年間非課税限度額 (Annual Allowance : AA)」および「生涯非課税限度 (Lifetime Allowance : LTA)」の導入により、税制適格な全ての私的年金制度に共通する税制が構築された。

年間非課税限度額は「年間に発生する年金受給権」を基準に非課税範囲内であるか否か判定することとされた。「年間に発生する年金受給権」は、拠出建制度においては「制度への拠出額」、給付建制度においては「年間に増加する年金原資」である。一方、生涯非課税限度額は「年金支給開始時点における年金受給権」を基準に課税・非課税の判定を行う。拠出建制度では年金受給開始時点における勘定残高を年金支給開始時点における年金受給権とみなし、給付建制度では「支給開始時点における年金額に一定の乗率を乗じた額」を当該時点における年金受給権とみなすこととしている。

日本では、確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度共通の年間拠出限度額の導入が議論されており、確定拠出年金制度では「事業主と本人の年間掛金拠出額の合計額」を年間拠出限度額判定の基準としている。一方、確定給付企業年金

制度では本稿記述時点では年間拠出限度額は存在しないが、社会保障審議会企業年金・個人年金部会では「標準掛金年間拠出額」を基準に拠出限度額の判定対象とする方向で検討されている。

この方向性はイギリスの年金非課税限度額の判定と類似しているように思えるが、イギリスの税制適格な給付建制度では、2年以上の加入期間を持つ加入者には「取り消し不可能な受給権」を付与することとされており、この点は過去に遡及して給付減額が可能である日本の確定給付企業年金制度とは全く異なる。

日本で「確定拠出年金制度と確定給付企業年金制度共通の拠出限度額」を導入する際には、イギリスの非課税限度額に関する取扱いは参考になると思われるが、給付建制度における受給権に対するイギリスと日本の法的な相違を踏まえた検討が必要である。

なお、本稿記述に際して、イギリスの年金政策研究所(Pensions Policy Institute)の Head of Membership & External Engagement Danielle Baker 氏から、イギリスの非課税限度額に関する質問への回答、検索すべき資料等についての的確なアドバイスをいただいたことについて、深く感謝したい。

キーワード：「年間非課税限度額 (Annual Allowance : AA)」、「生涯非課税限度 (Lifetime Allowance : LTA)」、「取消不能な受給権」

目次

第1節	イギリスの年金制度の現状.....	III-1
第1項	イギリスの年金制度の変遷.....	III-1
第2項	イギリスの被用者年金制度の概要.....	III-5
2.1	イギリスの被用者年金制度の体系.....	III-5
2.2	2014年年金法施行前の公的年金制度（旧制度）.....	III-7
2.3	2014年年金法施行後の公的年金制度（新制度）.....	III-8
2.4	公的年金制度の新制度移行に際しての経過措置.....	III-10
第3項	イギリスの職域年金制度の現状.....	III-10
第2節	イギリスの私的年金関連税制.....	III-17
第1項	個人所得税制の概要.....	III-17
第2項	イギリスの私的年金制度の税制の基本的思想.....	III-19
第3項	2004年金融法施行前の年金税制.....	III-21
第4項	2004年金融法による税制改正.....	III-27
第5項	年間非課税限度額.....	III-30
第6項	高所得者の年間非課税限度額.....	III-36
第7項	生涯非課税限度額.....	III-39
第8項	生涯非課税限度額の保護.....	III-49
8.1	既得権保護強化措置（Enhanced Protection）.....	III-50
8.2	導入時保護措置（Primary Protection）.....	III-52
8.3	非課税額減額時保護措置（Fixed Protection）.....	III-53
8.4	個人非課税額減額時保護措置（Individual Protection）.....	III-54
第9項	給付建制度の年間非課税限度額の算定根拠.....	III-55
第3節	年金掛金の課税上の取り扱い実務.....	III-60
第1項	本人負担掛金に対する非課税措置の概要.....	III-60
第2項	年間非課税限度額を超過した場合の取り扱い.....	III-65

第3項	生涯非課税限度額を超過した場合の取り扱い.....	Ⅲ-69
第4節	日本における「拠出限度額」議論とイギリスの事例からの示唆....	Ⅲ-73
第1項	日本における「拠出限度額」議論の状況.....	Ⅲ-73
第2項	イギリスの年間非課税限度額と生涯非課税限度額導入からの示唆..	Ⅲ-78
第3項	日本における「共通の拠出限度額」導入に関する課題.....	Ⅲ-80
【参考①】	職域年金制度の「適用除外」について.....	Ⅲ-84
【参考②】	「個人貯蓄勘定（Individual Savings Accounts：ISA）」について..	Ⅲ-87
【参考③】	「登録年金制度」について.....	Ⅲ-89
【参考④】	年金税制改正（The Taxation of Pensions Act 2014）の概要.....	Ⅲ-91
【参考⑤】	年間非課税限度額・生涯非課税限度額見直しの状況.....	Ⅲ-94
【参考⑥】	給付建制度における年金原資算定の基礎.....	Ⅲ-96
【参考文献】	Ⅲ-99

第1節 イギリスの年金制度の現状

私的年金税制はそれぞれの国における年金制度の成立過程等によって影響を受けることが多い。したがって、具体的な私的年金税制について述べる前に、その前提となるイギリスの年金制度についてその概要を記述する。

第1項 イギリスの年金制度の変遷

イギリスの年金制度は非常に歴史が古く、公的年金制度の創設は1601年のエリザベス救貧法の施行によるとされている。当時の公的年金制度は、その名前の通り、就労困難な貧困者に対する救貧を目的とするものであり、その財源はイギリス国教会の教区単位で賦課される救貧税であった。その後、就労能力を有する貧困者に対する給付の厳格化を図った新救貧法が1834年に施行された。また、労働者・農民の相互扶助を目的とする友愛組合を基盤とした高齢者に対する療養給付の創設を経て、1908年に租税を財源とする非拠出の老齢年金給付制度が発足した。その後、1911年に拠出制の国民保険制度が整備され、失業保険・健康保険制度が創設された後、1925年には拠出制の老齢年金制度が国民保険制度の中に設けられ、本格的な公的年金制度が整備された。

その後、1946年にベバリッジ報告に基づくイギリスに居住する全ての人を対象とする、老齢・死亡・傷病・障害・失業等の収入を減少させる事象に対する包括的な所得補償制度としての国民保険制度が整備された。なお、国民保険制度か

らの給付は「最低の社会生活」を保障するものであり、それ以上の生活を送るための費用は自助努力に委ねるべきものとされた。なお、公的年金は保険料納付期間に応じて定められる定額制の制度であった。

【図表 1-1】 イギリスの年金制度略史

1601年	エリザベス救貧法(非拠出)
1834年	新救貧法(非拠出)
1834年 ~1998年	国家公務員・軍人・警察官・教員の職域年金制度創設
19世紀末 ~20世紀初	民間部門での職域年金制度導入
1908年	非拠出の老齢年金制度創設
1925年	拠出制の老齢年金制度の創設(1911年に創設された国民保険制度の一部門)
1922年 ~1925年	地方公務員・消防士の職域年金制度創設
1946年	ベバリッジ報告に基づく国民保険制度の確立
1950年代	民間部門での職域年金制度の普及・拡大
1959年	国民年金法 差等年金(公的年金報酬比例2階部分) & 適用除外制度の創設
1975年	社会保障法 公的年金2階部分の充実
1986年	社会保障法 職域年金への強制加入禁止 & DC・個人年金による適用除外導入
2004年	金融法 私的年金制度の税制改正(年間非課税限度額・生涯非課税限度額導入)
2008年	年金法 自動加入制度の導入
2012年	2007年年金法によりDC職域年金・個人年金による適用除外廃止
2015年	年金法 公的年金1階部分の簡素化と公的年金2階部分・適用除外制度の廃止

(出所) 厚生年金基金連合会(1999)、IFS(2010)、PPI(2020)を参考に筆者が作成

私的年金制度に関しては、19世紀前半から、公務員・軍人・警察官・教員等の公的部門の被用者を対象に給付建職域年金制度が普及した。民間部門の被用者においても、19世紀末~20世紀初頭にかけて普及し始め、1950年代には大企業を中心に民間部門の被用者に対する給付建職域年金制度の適用が拡大するようになった。

職域年金制度の適用対象者が拡大するに伴い、定額制の公的年金制度の給付

額が従前所得と比較してかなり低く、「最終給与の一定割足」の収入が引退後も保証される職域年金制度の対象者と公的年金のみに依存する被用者の格差が問題視されるようになった。これをある程度解消することを目的として、報酬比例で納付される国民年金保険料の額に応じて一定の追加給付を行う「差等年金 (Graduated Retirement Benefit)」が 1961 年に導入された。その後、保険料納付期間 1 年あたり給与¹の 1/80 に応じた年金額を支給する、本格的な報酬比例の公的年金制度である「国家報酬比例年金 (State Earnings-Related Pension Schemes : SERPS)」が 1978 年に労働党政権により導入された。さらに、国家報酬比例年金は 2002 年に低所得者への再分配を強化した「国家第 2 年金 (State Second Pension : S2P)」に衣替えされた。なお、報酬比例の公的年金制度の創設に際しては、すでに十分な給付水準であった職域年金制度の加入者は、報酬比例の公的年金制度の対象外 (適用除外) とされた。

上記の結果、イギリスの被用者年金制度は、職域年金制度の非加入者には定額の基礎年金と報酬比例年金の 2 階建ての公的年金が支給され、職域年金制度の加入者は定額の公的年金 (基礎年金) と職域年金制度が支給される体系となった。

その後、サッチャー保守党政権が成立すると、新自由主義に基づく私的年金制度改革が行われ、1986 年社会保障法によって職域年金制度への強制加入が禁止

¹ 国民保険料納付の上限給与から下限給与を差し引いた「給付算定給与」

された。また、拠出建職域年金制度と個人年金制度（拠出建制度）の適用除外も1986年社会保障法によって1988年4月から認められた。しかし、2007年年金法により拠出建職域年金制度と個人年金制度は2012年4月から適用除外の対象外とされた。適用除外の廃止に際しても、適用除外期間に対応する給付は引き続き職域年金制度から支給されるため、日本の代行返上とは異なる。

このような点は、のちに述べるとおり、私的年金制度に対する税制上の取り扱いにも一定の影響を与え、税制の複雑化の要因ともなつたと考えられる。

その後も、基礎年金制度への「年金クレジット導入による最低保証機能の強化」等、政権交代のたびに公私年金制度の改正が繰り返された結果、公的年金制度の給付内容は複雑化等し、一般には理解不能である等の弊害が意識されるようになった。

その後、公的年金の複雑さの解消、および、公的年金は最低限の社会生活を営むことが可能である水準であるべきというベバリッジ報告の精神に立ち返ることを旗印とする2014年年金法（2015年4月6日施行）によって、公的年金制度が「基礎年金（定額）+付加年金（報酬比例）」の二階建てと基礎年金の年金クレジットの組み合わせから、報酬比例の公的年金を廃止し、「国家年金（State Pension）」のみを支給する公的年金の一階建てへの衣替えが行われることとなった。

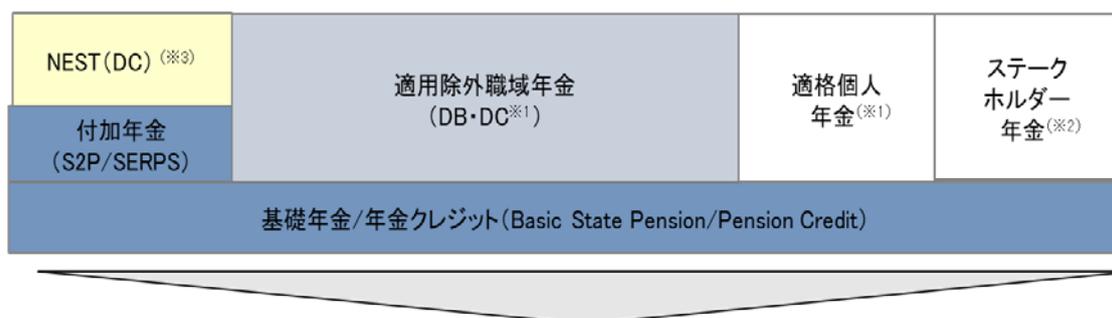
第2項 イギリスの被用者年金制度の概要

2.1 イギリスの被用者年金制度の体系

ここでは、イギリスの年金制度に関して、2014 年年金法による 2015 年 4 月 5 日の改正前と改正後の状態のそれぞれに関して解説する。

【図表 1-2】 イギリスの被用者年金制度の体系

【被用者年金制度の体系:2015年4月5日まで】



【被用者年金制度の体系:2015年4月6日以降】



※1 適格個人年金による適用除外は2012年4月6日に廃止

※2 ステーホルダー年金は低コストの個人年金。適用除外は2012年4月6日に廃止

※3 2012年に導入された自動加入のDC制度

(出所) PPI (2020) を参考に筆者が作成

2014 年年金法適用前の旧公的年金制度の適用対象者は、2016 年 4 月 5 日以前に公的年金の支給開始年齢に到達する者である。旧制度の適用対象者の公的年金は、定額の基礎年金と報酬比例の付加年金から構成される。新制度の適用対

象者は 2016 年 4 月 6 日以降に公的年金の支給開始年齢²を迎える者であり、公的年金制度は定額の新国家年金のみの 1 階建てである。

年間非課税限度額・生涯非課税限度額が検討されていた 2002 年~2004 年頃の被用者年金制度の体系は、公的年金制度が旧制度であり、後述する給付建て職域年金制度扱は適用除外であり、2012 年に適用除外が廃止された拠出建て職域年金制度と個人年金も適用除外の対象であった点に留意が必要である。

なお、2019 年末時点における被用者の私的年金制度への加入率は 77%であり、被用者の職域年金制度への自動加入措置が導入された 2012 年の 44%と比較して大幅に上昇している³。職域年金制度・個人年金制度の私的年金制度への 2019 年末における制度別・セクター別の加入割合は以下のとおり。

【図表 1-3】私的年金制度への加入割合

	給付建 職域年金制度	拠出建 職域年金制度	個人年金制度	ステークホルダー 年金制度	不明
全被用者	34.6%	35.7%	22.1%	5.7%	1.8%
うち、公的部門	91.5%	5.6%	1.7%	0.5%	0.8%
うち、私的部門	10.6%	48.9%	30.4%	7.9%	2.3%

(出所) ONS (2019) Table1

² 2014 年年金法施行時点の 2016 年 4 月 6 日時点の公的年金支給開始年齢は 65 歳である。公的年金支給開始年齢は、2014 年年金法の適用前後とも同一であり、2020 年時点の 66 歳から 2044 年にかけて 68 歳まで段階的に引き上げられる予定である。

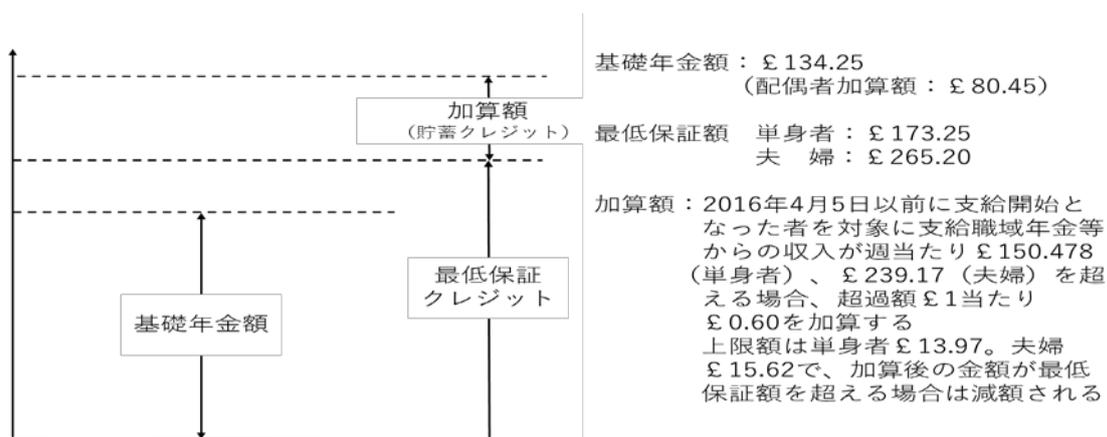
³ ONS (2020) による

2.2 2014 年年金法施行前の公的年金制度（旧制度）

旧制度の定額部分の基礎年金は、保険料納付期間 30 年以上で満額年金が受給でき、年金額は週当たり £ 134.25⁴で「トリプルロック (Triple lock)」⁵に基づいて年金額が改定される。

ただし、週当たりの収入が単身者で £ 173.25 以下、夫婦で £ 265.20 以下の場合には「最低保証クレジット (Guarantee Credit)」が支給される。また、職域年金等の自助努力による収入がある場合には「貯蓄クレジット (Saving Credit)」が基礎年金に加算される。基礎年金の額は付加年金や職域年金等からの収入の有無等により影響を受けるため非常に複雑であり、一般の国民には基礎年金額がどの程度になるかわかりにくい状態であった。

【図表 1-4】 基礎年金額と加算額の関係



(出所) PPI (2020) を参考に筆者が作成

⁴ 2020 課税年度 (2020 年 4 月 6 日~2021 年 4 月 5 日) の額。配偶者が存在する場合は週当たり £ 80.45 増額される。

⁵ 消費者物価上昇率・賃金上昇率・2.5% (定率) のいずれか大きい率で改定

旧制度の報酬比例の付加年金の額の算定も複雑である。1975年社会保障法によって導入されたSERPSでは、収入上限（Upper Earnings Limit）と収入下限（Lower Earnings Limit）の差額の給付算定収入（Band Earnings）の25%～20%⁶を年金額として設計されていた。

その後、2000年社会保障法によって導入された国家第2年金（S2P）では、収入の区分が細分化され、①下限収入基準（Lower Earnings Threshold）以下収入下限以上の範囲の収入に対しては40%、②下限収入基準と第2収入基準（Secondary Earnings Threshold）の範囲の収入に対しては10%、③第2年収入準を上回り発生上限ポイント（Upper Accrual Point）の範囲の収入に対しては20%をそれぞれ乗じた額の合計額が年金額とされた。その後、2007年社会保障法によって、上記②と③が統合され、下限収入基準と発生上限ポイントの範囲の収入に乘じる率は10%とされた。

2.3 2014年年金法施行後の公的年金制度（新制度）

新制度では、基礎年金と年金クレジットから構成される定額給付に報酬比例の付加年金を上乗せする2階建て制度から、定額制度である国家年金のみの1階建て制度へと再構成された。このような簡素な制度とした理由は、国民が理解しやすい公的年金制度を構築することにより、①公的年金水準の明確化による

⁶ 年金支給開始年齢到達時期によって異なる。2009年4月以降では20%。

自助努力目標の明示・奨励、②保険料納付期間に応じた適正な水準の公的年金の実現、③制度運営コストに配慮した公的年金の持続可能性の追求等を図ることにあつた⁷。

2016年の新制度の移行時においては、新制度の国家年金額を週£155.65と、旧制度の基礎年金額の週£119.30を上回る水準に設定している。ただし、制度移行時における最低保証クレジットは£155.60であり、新制度の国家年金額とほぼ同等の水準であった。その後、新国家年金の額は「トリプルロック」による水準の見直しが行われ、2020課税年度では週£175.20となっている。ただし、新制度における満額年金受給に必要な保険料拠出期間は35年となり、旧制度の基礎年金の満額受給に要する期間30年から5年間延長されている。

新制度への移行により、2016年4月6日以降に年金支給開始年齢を迎える者は報酬比例の付加年金が廃止されることとなったが、経過措置が設けられており、旧制度の給付額と新制度の給付額を比較していずれか高い額が支給される。また、付加年金の廃止により、職域年金加入者の適用除外制度も廃止されたが、日本の厚生年金基金の代行返上とは異なり、適用除外期間に相当する年金に関しては引き続き職域年金制度から支給される。2.4で述べる新制度移行に際しての経過措置でも、適用除外期間に関しては、付加年金が支給されないことを前提

⁷ DWP (2011) および DWP (2013)

としている。

2.4 公的年金制度の新制度移行に際しての経過措置

新制度移行の際には、2016年4月5日以前の加入期間に対応する「移行時年金額 (Starting Amount)」を各個人ごとに算定する。考え方としては、この移行時年金額と新制度が既に発足していたと仮定して算定する新制度の年金額を比較していずれか高い額を支給する。

具体的には、移行時年金額を新制度が既に発足していたと仮定して計算した新制度の年金額を比較し、移行時年金額が新制度の年金額を上回る場合、その差額を「保証年金額 (Protected Payment)」とし、新制度の年金額に上乗せして支給される。移行時年金額の方が少額の場合、2016年4月6日以降の期間に応じて移行時年金額に1年につき、週あたり£5.01を移行時年金額に加算し、新制度の年金額が上回った段階で新制度の公的年金額に移行する。

なお、適用除外期間の新制度年金額は、当該個人が適用除外していなかったと仮定して算定される公的年金額⁸と適用除外を反映して算定した公的年金額の差を控除した額を新制度の公的年金額として取り扱う。

第3項 イギリスの職域年金制度の現状

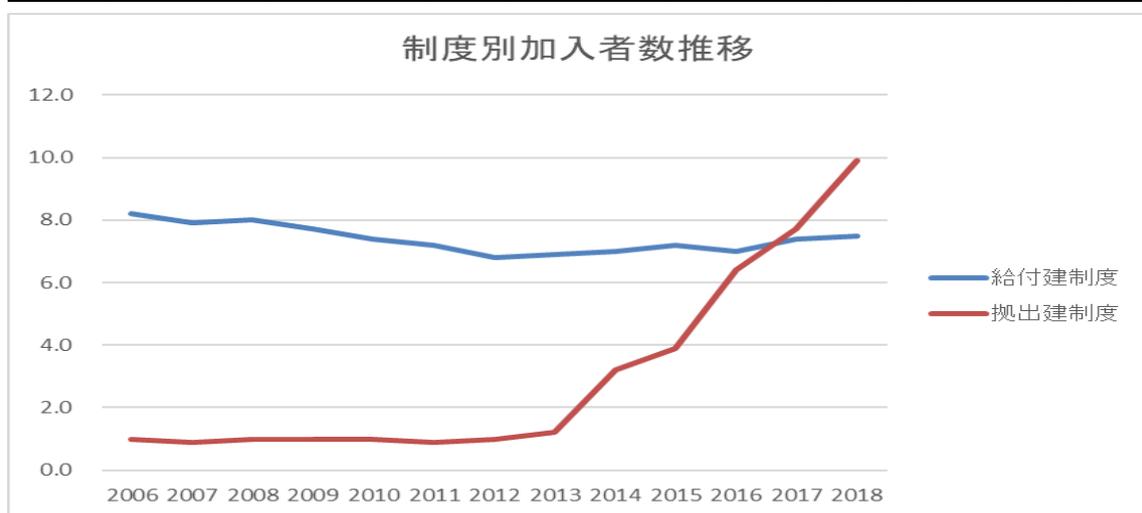
イギリスにおいても、給付建制度から拠出建制度への移行が進んでおり、民間

⁸ 基礎年金と付加年金の合計額

部門では新入社員にも給付建てを適用している制度は少数派である。しかし、イギリスでは発生済受給権は厳格に保護されるため、待期者や受給者も含めると、給付建て制度の対象者は依然として数多く存在する。

【図表 1-5】 職域年金制度の対象者数推移

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
加入者数													
給付建制度	8.2	7.9	8.0	7.7	7.4	7.2	6.8	6.9	7.0	7.2	7.0	7.4	7.5
拠出建制度	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0	1.2	3.2	3.9	6.4	7.7	9.9
待期者数													
給付建制度	8.1	8.5	8.8	8.9	8.8	9.2	9.5	9.6	9.5	10.5	10.3	10.1	10.1
拠出建制度	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
受給者数													
給付建制度	8.2	8.5	8.8	9.0	8.6	8.7	8.9	9.0	8.9	9.8	11.0	10.4	10.5
拠出建制度	1.2	0.9	1.1	1.1	1.2	1.1	1.3	1.2	1.7	2.2	4.4	5.5	7.5
合 計													
給付建制度	24.5	24.9	25.5	25.6	24.8	25.1	25.2	25.5	25.4	27.3	28.3	27.8	28.1
拠出建制度	2.3	1.9	2.1	2.2	2.3	2.1	2.4	2.4	5.0	6.2	10.9	13.3	17.5



(出所) ONS (2018) Table 3~4

表中の「加入者数」は「当該制度に加入しており、現に掛金を拠出中の者」、
「待期者数」は「当該制度を脱退しており年金受給開始前の者」、「受給者数」は

「当該制度から年金給付を受給中の者」である。

加入者数では、給付建制度が減少傾向にあり、拠出建制度の加入者数が増加して給付建制度の加入者数を凌駕しているが、待期者数・受給者数を含めた合計と比較すると、いまだに給付建制度の対象者数が多数を占めていることがわかる。

拠出建制度の加入者数が急増している理由は、公的年金のみに依存する被用者に対して引退後の備えを充実させるために 2012 年 10 月から導入された「職域年金制度への自動加入」の影響である。前項で述べた通り、イギリスの公的年金制度の給付水準は最低限の社会生活を送るのに必要な水準というのがベバリッジ報告依頼の基本的な考え方であり、職域年金制度や個人年金制度による共助・自助によって「それなりの引退後収入を確保する」という考え方が基本である。

その後、自助努力を重視する新自由主義改革によって、1986 年社会保障法では職域年金制度への従業員の強制加入が禁止された。その結果、民間部門を中心に、低収入の若年層の被用者の職域年金制度への加入率が低下した。一方、同法で個人年金による適用除外を導入し、個人年金制度の普及を図ったが加入が進まず、結果として公的年金のみに依存する被用者が増加した。その後、公的年金以外の引退後の収入を確保し高齢者の貧困を防止するために、職域年金制度や個人年金制度への加入率を上昇させることを目的として、職域年金制度への自

動加入が導入されたという経緯がある。さらに、職域年金制度のない事業主の被用者に対する施策として、低コストの引退後給付の普及を目指して拠出建ての「被用者引退後貯蓄制度（National Employee Saving Trust：NEST）」が創設された。

なお、拠出建制度の掛金率は、制度によって異なるものの、PPI（2020-②）によれば中央値で「本人 4% + 事業主 4.5%」程度である。ONS（2019）Table11 には従業員拠出分の掛金率が階層別に示されており、職域年金制度では 3%～4%が 27.7%、4%～5%が 26.2%と多く分布している。個人年金・ステークホルダー年金も同様の傾向を示しており、3%～4%が 27.2%、4%～5%が 26.3%である。事業主拠出掛金率は同資料 Table12 に示されており、職域年金制度では 2%～4%が 48.6%と最も多く、次いで 4%～8%が 21.2%である。個人年金・ステークホルダー年金では、2%～4%が 37.9%、4%～8%が 38.7%である。職域年金も個人年金・ステークホルダー年金両方とも事業主拠出掛金率が高い状態である。

また、運用はデフォルトファンドによる運用が大宗を占めているようであり、PPI（2020-②）によれば、平均的なアセットアロケーションは「株式 56.7% + 債券 33.3% + キャッシュ 10%」のようである。一方、WTW（2019）では FTSE350 社の設定しているデフォルトファンドの年齢階層別のアセットアロケーション

が示されている。契約形態別に差はあるものの、引退時期まで30年の若年齢層では株式が56%~70%程度、債券が10%~20%程度であるのに対し、引退まで10年程度の高齢者では株式の比率が50%を下回り、債券の比率が25%程度まで上昇する。年金受給開始時点では株式の比率が20%を下回る程度まで低下するのに対して、債券が30%程度、キャッシュ比率が20%程度まで上昇し、リスク抑制型のアロケーションとなっている。

また、イギリスの年金保護基金の統計によれば、給付建て制度の状況は図表1-5、図表1-6、図表1-7のとおりである。

【図表1-6】2020年3月末の給付建て制度の現状（制度数ベース）



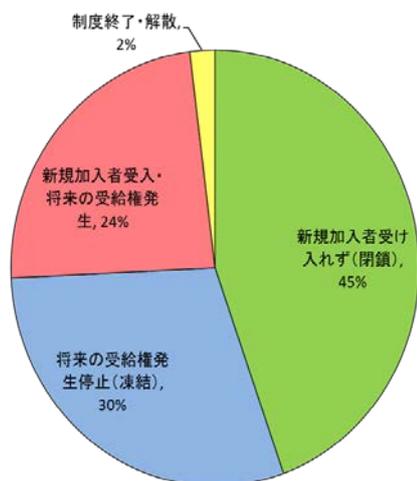
	受給権発生	閉鎖	凍結	終了・廃止
2006	43%	44%	12%	1%
2007	36%	45%	16%	2%
2008	31%	50%	17%	2%
2009	27%	52%	19%	2%
2010	18%	58%	21%	2%
2011	16%	58%	24%	2%
2012	14%	57%	26%	2%
2013	14%	54%	30%	2%
2014	13%	53%	32%	2%
2015	13%	51%	34%	2%
2016	13%	50%	35%	2%
2017	12%	47%	39%	2%
2018	12%	46%	41%	1%
2019	11%	44%	44%	1%
2020	11%	41%	46%	2%

(出所) PPF (2020) Figure 3.1~3.4

上記データは、年金保護基金（Pension Protection Fund : PPF）の対象制度である給付建職域年金制度 5,312 中、新規加入者に対しても給付建制度が適用さ

れる制度数は11% (593) まで減少しているものの、既加入者に対して受給権が発生する「閉鎖」制度は41% (2,177) であり、何らかの形で新たに受給権が発生している給付建制度は55%存在することを示している。既加入者に対しても新たに受給権を発生させない「凍結」制度は46% (2,455) 存在するが、受給権が発生し続けている制度を下回る数である。

【図表 1-7】 2020 年 3 月末の給付建て制度の現状 (対象者数ベース)



	受給権発生	閉鎖	凍結	終了・廃止
2006	66%	32%	2%	1%
2007	50%	46%	3%	0%
2008	44%	52%	4%	0%
2009	37%	59%	4%	0%
2010	34%	60%	5%	1%
2011	31%	62%	6%	0%
2012	28%	64%	8%	0%
2013	23%	65%	12%	0%
2014	22%	62%	15%	0%
2015	22%	62%	16%	0%
2016	19%	60%	20%	1%
2017	21%	55%	24%	0%
2018	21%	53%	25%	0%
2019	21%	52%	27%	0%
2020	24%	45%	30%	2%

(出所) PPF (2020) Figure 3.5 ~ 3.7

【図表 1-8】 2020 年 3 月末の給付建て制度の状態別人数分布

(人数単位:千人)

	新規加入者あり	新規加入者なし (閉鎖)	新たな受給権発生 なし (凍結)	期中制度終了	合計
現役加入者	668.7 7%	349.4 4%	0.0 0%	0.0 0%	1,018.1 11%
待期者	876.0 9%	1,980.0 20%	1,711.7 17%	20.5 0%	4,588.2 46%
受給者	795.3 8%	2,155.9 22%	1,275.1 13%	39.3 0%	4,265.6 43%
合計	2,340.0 24%	4,485.3 45%	2,986.8 30%	59.8 1%	9,871.9 100%

(出所) PPF (2020) Figure 3.8

図表 1-7 および 1-8 は給付建制度の、新規加入者受け入れ中・閉鎖・凍結の各状態別に、加入者・待期者・受給者ごとの対象者数の分布と割合を示したものである。これらの図表から、イギリスにおいては給付建制度の存在感がまだ高いことがわかる。その理由は、公的年金制度・私的年金制度ともに、制度改正の効果は制度改正時点以降の将来期間にのみにおよび、制度改正前に発生した受給権等には及ばないことに起因する。

給付建制度から拠出建制度への移行に際しても、獲得済みの年金受給権の保護が徹底されており、発生済の年金受給権が事後に削減されることはない。具体的には、「既存の社員には給付建制度が適用され、拠出建制度は新入社員からのみ適用される（給付建制度の閉鎖）」、「すでに経過した加入期間に関しては給付建制度が適用され、拠出建制度の適用は将来の加入期間のみに適用される（給付建制度の凍結）」というパターンの移行措置が採用される

第2節 イギリスの私的年金関連税制

イギリスの私的年金税制は、2004年金融法の施行によって、それ以前と比較すれば、より判り易いものとなった。しかし、前節で述べたとおり、公的部門の被用者や私的部門の高齢加入者・待期者・年金受給者にとっては伝統的な給付建制度が老後保障の柱であり、2020課税年度の税制においてもそれらの者に配慮したと思われる経過措置の存在等、複雑なものである点には変わりはない。なお、本節の記述は、イギリス政府の税務当局（HMRC）のホームページ⁹およびHMRC（2020-②）によるものである。

第1項 個人所得税制の概要

イギリスにおける個人所得税の課税対象となる収入は、①被用者の雇用契約に基づく収入、②自営業から得られる収益¹⁰、③いくつかの公的制度からの給付金、④公的年金・職域年金・個人年金からの引退給付、⑤賃貸に伴う収入、⑤業務上得られる便益、⑥信託から得られる収益、⑦個人貯蓄から得られる非課税限度を超えた収益、である。

一方、所得税の課税対象外となる収入は、①自営業から得られる収益のうち取引控除額（trading allowance）¹¹以内の額、②賃貸収入のうち年額£1,000以下の

⁹ アクセス日 2020年8月13日

¹⁰ Wed サイトやアプリを通じた販売から得られる収益を含む

¹¹ 2020課税年度における取引控除額は年額£1,000

額、③非課税貯蓄勘定¹²からの収入、④非課税限度額以内の株式配当収入、⑤いくつかの公的制度からの収入、⑥非課税債券からの収入・宝くじの当選金、⑦課税最低限以下の家賃収入、である。

ただし、課税対象収入のうち「個人非課税額 (Personal Allowance)」¹³以下の金額は非課税であり、それ以外にも、本稿のテーマである登録年金制度に対する年間非課税限度額 (Annual Allowance) 等の様々な非課税措置が存在する。

個人所得税は、原則として総合課税であり、イングランド・ウェールズ・北アイルランドの居住者に適用される所得税率とスコットランドの居住者に適用される所得税率は異なる。それぞれの地域に適用される所得税率は以下の通りである。

【図表 2-1】 スコットランド以外の居住者に適用される所得税率

	課税対象収入	所得税率
非課税 (Personal Allowance)	£ 12,500 以下	0%
基準税率 (Basic rate)	£ 12,501~ £ 50,000	20%
高税率 (Higher rate)	£ 50,001~ £ 150,000	40%
追加税率 (Additional rate)	£ 150,000 超	45%

(出所) HMRS ホームページ

¹² 個人貯蓄勘定 (Individual Saving Account: ISA) 等。個人貯蓄勘定については【参考②】参照

¹³ 図表 2-1 および図表 2-2 参照

【図表 2-2】 スコットランド居住者に適用される所得税率

	課税対象収入	所得税率
非課税 (Personal Allowance)	£ 12,500 以下	0%
最低税率 (Starter rate)	£ 12,501~ £ 14,585	19%
基準税率 (Basic rate)	£ 14,586~ £ 25,158	20%
中間税率 (Intermediate rate)	£ 25,159~ £ 43,430	21%
高税率 (Higher rate)	£ 43,431~ £ 150,000	41%
最高税率 (Top rate)	£ 150,000 超	46%

(出所) HMRS ホームページ

第 2 項 イギリスの私的年金制度の税制の基本的思想

イギリスの年金制度では、第 1 節で述べた通り歴史的な変遷はあったものの、公的年金制度は最低限度の社会生活の保障に留まり、引退前の生活水準を維持するための収入は私的年金制度の役割であるという考え方に基づいている。そのため、私的年金制度を普及させるために税制を活用するというのが基本的なスタンスである。また、私的年金制度で中心的な役割を果たしてきたのが給付建職域年金制度であり、同制度においては「公的年金と合わせて退職時の給与の 2/3 を確保する」というのが伝統的なコンセンサスである。

以下、税制上の適格要件を満たす職域年金・企業年金・個人年金である「登録年金制度 (Registered Pension Schemes)」¹⁴の税制について解説する。

イギリスの年金税制の基本は、私的年金制度普及の観点から、給付建制度・拠

¹⁴ 登録年金制度は、2004 年金融法第 150 条第 2 項に定める制度で概要は【参考③】参照

出建制度であるか、職域年金制度であるか個人年金制度であるかを問わず、ともに拠出段階・運用段階では非課税、給付段階では所得として総合課税される「EET」である。これは2004年金融法施行前後で変わらない。

拠出段階の非課税措置は「Tax Relief」と称され、「拠出した年金掛金に対応する所得税の還付」という考え方に基づいており、私的年金制度加入へのインセンティブとしての位置づけである。また、年金資産から発生する運用収益は、加入者個人の所得とはみなされず課税対象所得とはならない。さらに、給付段階においては、年金制度からの給付は他の所得と合算されて総合課税される¹⁵。

【図表 2-3】登録年金制度に対する課税原則

◆ 拠出段階

- ① 被用者本人が拠出した掛金は年収の範囲内であれば非課税(Tax Relief)
- ② 事業主が拠出した掛金は事業主の損金、かつ、被用者本人の所得とはみなさない
- ③ 「年間非課税限度額(Annual Allowance)」を超過した「受給権発生」があった場合は超過額は被用者本人の所得とみなされて課税(Annual Allowance Charge)

◆ 運用収益は非課税

◆ 給付段階

- ① 年金原資の25%相当額は非課税で受給可能
- ② 年金原資の75%相当額は所得として課税
- ③ 受給開始時点で年金原資が「生涯非課税限度額(Lifetime Allowance)」を超えた場合は、超過額に対してペナルティ(Lifetime Allowance Charge)

(出所) イギリス政府ホームページ「Income Tax Overview」(アクセス日:2020年9月3日)による2004年金融法施行後の状態

¹⁵ ただし、年金原資の一部は非課税での受給が可能

この取り扱いは給付建制度・拠出建制度・キャッシュバランス制度・ハイブリッド制度ともに共通ある。

イギリスの給付建制度の一般的な給付設計では「年金額＝給付算定給与×1/60×加入年数」¹⁶で本人に終身年金、配偶者には遺族年金が終身支給され、物価指数や賃金指数に応じて年金額が見直される。拠出建制度はマネーパーチェス制度で「掛金額＝掛金算定給与×掛金率」であり、退職時の個人勘定残高に基づいて給付が行われる¹⁷。キャッシュバランス制度は日本同様、拠出クレジットと利息クレジットの累計額である仮想個人勘定残高に基づいて給付額が決定される。ハイブリッド制度は、日本でイメージするものとは異なり、給付時に給付建制度・拠出建制度・キャッシュバランス制度それぞれから算定した給付額のうち、最大の額を給付する制度である。以下では、上記のイギリスの年金制度の制度分類を前提に、給付建制度・拠出建制度・キャッシュバランス制度・ハイブリッド制度と記述している。

第3項 2004年金融法施行前の年金税制

2004年税制改正前の職域年金制度では制度の加入時期によってその取扱いが相違しており、1970年以前に加入した者、1970年～1987年に加入した者、1987

¹⁶ 加入40年で給付算定給与の2/3が年金額となる

¹⁷ 2015年4月6日施行の年金税制改正（The Taxation of Pensions Act 2014）によって拠出建制度の受給方法が弾力化された（Pensions Freedom）。概要は【参考④】参照

年～1988年に加入した者、1989年以降に加入した者の4つの取り扱いに区分される。また、個人年金制度でも、1988年以前に加入した者とそれ以降に加入した者で取り扱いが異なっていた。

職域年金制度のそれぞれの時期による取り扱いの相違は、「掛金拠出対象給与」・「給付算定給与」の上限の相違であり、それぞれの区分された時期における給付建て制度を意識した規制となっていた。その結果、個人ごとに「掛金拠出の上限」と「給付額の上限」異なる状態であった。

【図表 2-4】 職域年金制度に関する税制変遷の概要

制度加入時期	掛金	給付
1989年～2004年	<ul style="list-style-type: none"> ① 従業員掛金率の上限は掛金算定給与の15% ② 従業員負担掛金の掛金算定給与に上限あり ③ 事業主掛金の掛金算定給与には上限なし ④ 退職者が掛金を拠出して新たな受給権を発生させることはできない 	<ul style="list-style-type: none"> ① 給付算定給与には従業員拠出掛金と同額の上限あり ② 年金額は最終給付算定給与の2/3以下(年金額＝給付算定対象給与×1/60×加入年数) ③ 年金制度から支給できる非課税の一時金額は、「支払開始時点の年金額の2.5倍」、または、「給付算定対象給与×3/80×加入年数) ④ 年金支給開始年齢は55歳以上75歳以下
1987年～1988年	同上	<ul style="list-style-type: none"> ① 加入20年以上で退職した者の年金額上限は最終給付算定給与の2/3 ② 給付算定給与に上限なし ③ 一時金額の算定式は上記と同様だが、非課税上限額が¥150,000に設定
1970年～1987年	同上	<ul style="list-style-type: none"> ① 加入10年以上で退職した者の年金額上限は最終給付算定給与の2/3 ② 加入20年以上の非課税一時金上限額給は付算定給与の1.5倍 ③ 給付算定給与に上限なし
1970年より前	<ul style="list-style-type: none"> ① 従業員掛金率の上限は掛金算定給与の15% ② 掛金算定給与に上限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ① 加入期間20年以上で退職した者の年金額の上限は給付算定対象給与(上限なし)の2/3 ② 年金制度から一時金を給付することはできない

(出所) HMT (2002)」から作成

① 1970年以前に制度に加入した者

従業員掛金率の上限は15%であったが、掛金算定給与には上限が設定されていなかったため、従業員が負担した掛金は掛金算定給与の15%までは全額所得税が免除される取り扱いであった。また、事業主掛金に関しては掛金率・掛金算定給与ともに上限が設定されておらず、全額損金算入可能で従業員の所得とはみなされなかった。

給付額に関しては、加入期間20年以上の者に支給される年金額は、最終給与の2/3を上限とされていた¹⁸、しかし、給付算定給与の上限も設定されていなかったため、生涯非課税限度額導入後の規制とは異なり、年金原資の上限に関する制限も存在しなかった。

② 1970年~1987年の期間に加入した者

掛金に関する規制は2004年金融法施行直前と同様で、従業員負担掛金率の上限が15%である点は1970年以前と一致している。しかし、掛金算定給与は1970年以前に加入した者とは異なり上限が設定されたため、実質的に従業員負担掛金額の年間非課税枠が設定されることとなった。ただし、事業主掛金に関しては掛金率・掛金算定給与ともに上限が設定されていない点は、1970年以前に加入

¹⁸ 給付建制度の年金額の上限が給付算定給与の2/3である点は加入時期にかかわらず共通している。実際には「年金額＝給付算定給与×1/60×加入年数（加入年数の上限は40年）」という給付算定式の給付建制度が一般的

した者と同様であり、事業主掛金には上限が存在しないが、年金財政上、超過積立はできない取り扱いとなっていた。

給付額に関しては1970年以前に加入した者の「20年」とは異なり、加入期間10年以上の者に支給される年金額は、最終給与の2/3を上限とすることとされていた。しかし、給付額算定給与には上限が設定されておらず、年金原資の上限に関する制限も存在しなかった点は1970年以前に加入した者と同様であった。ただし、1970年以前に加入した者には認められていなかった一時金の受給が可能となった。一時金額の上限は、加入期間20年以上の者にたいして給付額算定給与の退職時の額の1.5倍までとされ、当該一時金額には所得税が課税されず非課税であった。

③ 1987年~1988年に加入した者

短期間の規制であり、掛金に関しては2004年金融法施行直前と同様である。給付額に関しても2004年金融法施行直前と同様、加入期間20年以上の者に支給される年金額は、最終給与の2/3が上限で、給付算定給与の上限は設定されていない。ただし、制度から支給される非課税の一時金の上限金額が£150,000に設定されている点は、1970年~1987年に加入した者とは異なっている。

④ 1989年以降2004年金融法施行までに加入した者

掛金に関しては、従業員掛金率の上限は掛金算定給与の15%である点は従前と同様であり、従業員負担掛金の掛金算定給与に上限が設定されている点は1970年以降の取り扱いと同様である。また、事業主掛金の掛金算定給与に上限は設定されていない点はそれまでの取り扱いと同様である。なお、従業員掛金算定に使用する掛金算定給与の上限は、2002年4月6日～2003年4月5日の課税年度では年額£97,200と設定されていた。

給付額に関しては、加入期間20年以上の者に支給される年金額は、最終給与の2/3を上限とし、かつ、給付額算定給与には従業員負担掛金算定に使用する給与と同額の上限が設定された。非課税の一時金額上限は、「年金額の2.25倍」または「最終給与×3/80×加入年数（40年上限）」のいずれか低い額とされた。なお、年金支給開始時期は55歳～75歳の間、制度に加入し掛金拠出を継続しながら年金を受給することが禁止された。

個人年金制度に関しても、1988年前後で税制上の取り扱いは異なり、個人ごとに加入時期によって異なる税制上の取り扱いであった。ただし、個人年金制度は拠出建制度であることから、給付建制度を意識した職域年金制度に関する税制上の取り扱いとは異なり、1988年以前も以後も拠出段階での上限は設定されているが、給付額の上限は設定されていない。

【図表 2-5】 個人年金制度に関する税制変遷の概要

制度加入時期	掛金	給付
1989年～2004年	<ul style="list-style-type: none"> ① 掛金の非課税上限額は、年間 £3,600、または、掛金算定給与 に年齢に応じた掛金率を乗じた 額のいずれか高い額 ② 掛金率には年齢に応じた上限 あり ③ 掛金算定給与には職域年金制 度と同額の上限あり 	<ul style="list-style-type: none"> ① 給付額に対する上限なし ② 年金原資の25%を非課税の一時金として受給す ることが可能
1988年以前	<ul style="list-style-type: none"> ① 掛金の非課税上限額は、掛金 算定給与に年齢に応じた掛金 率を乗じた額 ② 掛金率には年齢に応じた上限 あり ③ 掛金算定給与に上限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ① 積立てた年金原資で終身年金を購入しなければ ならない ② 年金額に応じて、年金に換えて非課税の一時金 の受給も可能

(出所) HMT(2002) から作成

⑤ 1988年以前に個人年金制度¹⁹に加入した者

年齢階層ごとに掛金算定給与に乗ずる掛金率の上限が設定されており、50歳以下では17.5%で以後年齢により増加し60歳以上の保険料率は27.5%とで掛金算定給与には上限が設定されていなかった。

給付額に関しては、支給開始時点で終身年金保険を購入しなければならないが、一定の範囲で一時金の取得も可能とされていた。

⑥ 1988年以降に個人年金制度²⁰に加入した者

税制上の取り扱いはそれ以前とは異なり、掛金に関する非課税拠出限度額は、年間£3,600、または、掛金算定給与に年齢別に設定された掛金率上限を乗じた

¹⁹ 引退年金契約 (Retirement Annuity Contracts)

²⁰ 1988年以降は個人年金制度による適用除外が可能であった

額のいずれか高い額であった。掛金算定給与の上限は、職域年金制度と同様、2002 課税年度では年額 £ 97,200 であった。年齢別の掛金率の上限は、36 歳以下は 17.5%、以後年齢により増加し、60 歳以上では 40%と設定されていた。なお、個人年金制度の適用除外により納付を免除される国民保険料（リベート）は年齢に応じて設定されており、当時のリベートは 15 歳では 3.6%で以後年齢に応じて増加し、46 歳以上は 9.0%されており、個人年金の掛金率はリベート以上かつ上限以下とする必要があった。

給付額に関しては非課税上限額が設定されておらず、一時金取得に関してはそれ以前とは異なり、年金原資の 25%は非課税で一時金取得が可能であった。

なお、2014 年年金税制改正（The Taxation of Pensions Act 2014）により、2015 年 4 月 6 日から、拠出建制度における終身年金購入要件の緩和等の改正が行われた²¹。

第 4 項 2004 年金融法による税制改正

前項のとおり、2004 年金融法施行前の職域年金・個人年金に関する拠出時における税制上の取り扱い、加入している制度と加入時期によって異なるという非常に複雑なものであった。このような複雑な税制上の扱いは、加入が任意となっている、職域年金制度や個人年金制度への被用者の加入意欲を失わせ、

²¹ 2014 年年金税制改正の概要は【参考④】参照

公的年金のみに依存する被用者が増加した結果、高齢期に貧困状態に陥る者が増加するという懸念が生じることとなった²²。

HMT (2002) によれば、イギリス政府はこのような複雑な年金制度の税制簡素化による私的年金制度の普及や制度管理コストの低減を目的として、給付建制度・拠出建制度共通の「年間非課税限度額 (Annual Allowance)」および「生涯非課税限度額 (Lifetime Allowance)」を設けて年金税制の簡素化を図ることとしたとのことである。具体的には、「①全ての国民に対して引退後の収入確保に同一の機会を提供すること」、「②給付建制度・拠出建制度に共通の税制上の取り扱いを導入すること」、「③年金制度の設計の自由度を拡大すること」、「④多くの国民に対する老後の収入確保に関する税制上の取り扱いに起因する影響を最小限度のものとする」とおよび「⑤年金制度の管理に関するコストを大幅に軽減すること」である。併せて、税制の簡素化を通じた私的年金制度への加入意欲の向上も期待していたようである。

年間非課税限度額・生涯非課税限度額はそれぞれ「毎年発生する加入者の年金受給権」・「年金支給開始時点における年金受給権」に着目した規制であり、給付建制度では「1年間に増加した年金原資の額」と「年金支給開始時点における年

²² 私的年金制度への加入率の低下は、2004年金融法による措置でも歯止めがかからず、2012年10月から実施された「職域年金制度への自動加入措置の導入」および「NESTの創設」に至ることとなった

金原資の額」を、拠出建制度においては「年間に拠出した掛金額」と「年金支給開始時点における個人勘定の額」をそれぞれ基準に判定している。これは、給付建制度と拠出建制度の制度特性に合わせ、かつ、両制度の税制上の均衡に配慮した仕組みとしてある。

なお、税制改正の影響を極力少なくするため、当時まだ拠出段階にあり掛金額・給付額に上限のなかった1970年以前に給付建制度へ加入した者への配慮から、年間非課税限度額は£215,000、生涯非課税限度額は£1,500,000と寛大な水準に設定された²³。また、年金支給開始直前にあった者が税制改正による給付金への課税の影響を最小限度とすべく、生涯非課税限度額の設定に際しては、60歳支給開始・物価スライドを前提として、遺族に対する終身年金のコストも含めて、高額の年金額であっても上限には該当しないように設定している。この結果、ほとんどの者が年間非課税限度額には抵触せず、生涯非課税限度額に抵触する者は5,000人程度と推測された²⁴。

なお、年間非課税限度額は2011年金融法（Finance Act 2011）によって大きく引き下げられ2011年度から£50,000に、2013年金融法（Finance Act 2013）により2014年度から£40,000（2020課税年度の額と同額）に引き下げられて

²³ HMT (2002)

²⁴ HMT (2003)、NAO (2004)

いる。

また、生涯非課税限度額は 2011 年金融法により 2012 年度に 2011 年度の £ 1,800,000 から £ 1,500,000 に、2013 年金融法により 2014 年度に 2013 年度の £ 1,500,000 から £ 1,250,000 に、2016 年金融法（Finance Act 2016）により 2016 年度に 2015 年度の £ 1,250,000 から £ 1,000,000 に引き下げられている²⁵。

引き下げの理由は、給与所得に対する課税と年間非課税限度額・生涯非課税限度額による優遇を受けた年金給付への所得課税の適正な関係を保つためとされている²⁶。

第 5 項 年間非課税限度額

2020 課税年度における年間非課税限度額は年額 £ 40,000 であり、年間非課税限度額のチェックに使用される額は「年間年金拠出額（Pension Input Amount）」と呼ばれる。

年間年金拠出額は給付設計によって異なり、拠出建制度においては、本人が拠出する掛金、事業主が拠出する掛金、本人・事業主以外の第三者²⁷が本人のために拠出する掛金、の合計額と定義する。

²⁵ 【参考⑤】参照

²⁶ HC (2019)

²⁷ 配偶者のために拠出する掛金等が想定されている

一方、給付建制度においては、当該課税年度における年金原資の増加額²⁸を年間年金拠出額と定義する。年金原資の増加額は期末時点における年金額から期初時点における年金額に年金規程に従ってスライドした額を控除した額の16倍である。

なお、2006年に年間拠出限度額が導入された際には、課税年度末の年金額から前課税年度末の年金額を控除した額の10倍が年間非課税限度額であった。2011年金融法（Financial Act 2011）により計算方式が変更され、2011年4月6日から適用されることとなった。

年間非課税限度額導入当初と2011年金融法による計算方法の相違点は、年間に増加する年金額の算定方法である。見直し前の年金増加額は前年度末と当年度末の年金額の単純な差額であり、加入期間の伸長に伴う年金額の増加に加えて、年金額算定の基礎となる給与の昇給や物価指数による変動等も含まれていた。生涯非課税限度額の算定では、物価指数や賃金指数等の増加は、支給開始時点における年金額に乗ずる年金原資算定のための倍率に反映されている。年間非課税限度額算定においても、生涯非課税限度額算定の倍率の算定方法と平仄を合わせて、加入期間の伸長に伴う要素以外は計算の前提に織り込む方法に変

²⁸ 増加額がマイナスの場合は「0」となる

更している²⁹。

【図表 2-6】年間非課税限度額の概要

- ◆ 2020課税年度における年間非課税限度額(Annual Allowance)は $\text{¥}40,000$
⇒ DB・DCともに「年間に付与された取り消し不能の受給権の金額」でチェック
(未使用枠は3年間繰越可能)
 - ◆ DCの場合
「本人拠出掛金額+事業主拠出掛金額等」の合計額
 - ◆ DBの場合
給付算定式に基づく年金原資の増加額(=年間年金増加額×16)
年間年金増加額=課税年度末年金額-前課税年度末年金額×(1+r)
r: 物価上昇率
 - ◆ 16倍の根拠^{※3}
 - ✓ 47歳の加入者が59歳から終身年金(遺族年金あり)を受給
 - ✓ 年金の実質価値維持が前提
 - ✓ 予定利率は年齢に応じて3.25%~1.75%(物価上昇率控除後のネット)
 - ◆ 年間非課税限度額を超過した場合は、超過額を当該年度の所得とみなして課税
- (出所) GAD (2010) から筆者が作成

拠出建制度における年間の掛金拠出額と給付建制度における年間年金増加額の16倍が、年間非課税限度額の判定を行う基準として、「年間に発生した年金受給権(年金原資)」という観点から年金数理的に均衡のとれた上限を設定するという考え方に基づいている。

拠出建制度では、1年間の掛金拠出額の支給開始時点における元利合計額は年金支給開始時点で年金を購入するための金額と一致する。逆に、当該年度に拠出した掛金額は拠出時点における据置年金原現価とみなすことができる。一方、給

²⁹ GAD (2010)

付建制度においては、1年間に増加した年金額に対して、予定利率や死亡率を前提とした倍率を乗じた額は、当該1年間に発生した年金額の据置年金現価である。

厳密に考えれば、現在年齢ごとに拠出建制度の年間掛金額と均衡する割引率・死亡率・物価指数等をもとに算定した年間の年金増加額に乗ずるべき倍率が存在する。具体的には、拠出建制度の年間掛金拠出額の年金支給開始時点の額は、毎年同額を拠出したとしても、運用期間の関係から、若年時に拠出した掛金額の元利合計額は高年齢で拠出した掛金額の年金支給開始時点の元利合計額よりも多額となる。一方、給付建制度においては、毎年増加する年金額が同額であったとしても、若年時に発生した年金額の年金支給開始時点における年金原資は多額となり、高年齢時に発生した年金額の支給開始時点における年金原資は少額となる。このように、拠出建制度と給付建制度の年金原資の額は、それぞれ同様に現在年齢と支給開始年齢の差の影響をうける。

すなわち、年間に発生する受給権は拠出建制度・給付建制度ともに同様の影響を受けるため、実務的に容易で煩瑣でない「年齢によらない一律の倍率で拠出建制度と給付建制度の年間非課税限度額の均衡を保つ方法」を採用している³⁰。

具体的には給付建制度・拠出建制度の現状を踏まえ、加入者の現在年齢（47

³⁰ GAD (2010)

歳)、年金支給開始年齢 (59 歳)、年金据置中・年金受給中の物価スライド、配偶者への終身遺族年金の支給、物価を除いた債券・株式等の実質的な収益率とそれらの相互関係、拠出建制度の資産運用における年齢階層ごとのアセットアロケーション終身年金購入に要するマージン等の前提に基づいて、給付建制度では年齢にかかわらず「加入期間の伸長に伴う年金増加額×16 倍」を使用することとしている³¹。

次に、給付建制度における年間年間拠出額の算定方法に関して、「年金の受給権のみが発生する場合」と「年金受給権と一時金受給権が同時に発生する場合」について HMRC (2020-②) に記載されている事例を紹介する³²。

【事例①】年金の受給権のみが発生する場合

最終給与比例制の給付建制度で、年金額が加入 1 年当り 1/60 発生、期末における加入期間が 32 年で給与が £ 84,000 (年額)、期末における加入期間が 32 年で給与が £ 84,000 (年額)、年金額が消費者物価上昇率 3% でスライドする場合、年間根金拠出額は以下の通り計算される。

$$\text{期初の年金額 (年額)} = \text{£ } 80,000 \times 31/60 = \text{£ } 41,333.33$$

$$\text{期初の年金原資} = \text{£ } 41,333.33 \times 16 = \text{£ } 661,333.28$$

³¹ 本節第 9 項および【参考⑥】参照

³² HMRC (2020-②) PMT063320

期初の年金原資を物価スライドした額

$$= \text{£ } 661,333.28 \times 1.03 = \text{£ } 681,173.27$$

期末の年金額（年額） = $\text{£ } 84,000 \times 32/60 = \text{£ } 44,800$

期末の年金原資 = $\text{£ } 44,800 \times 16 = \text{£ } 716,800$

期中年金原資増加額 = $\text{£ } 716,000 - \text{£ } 681,173.27 = \text{£ } 35,626.73$

年間年金拠出額 = $\text{£ } 35,626.73$

【事例②】 年金と一時金の受給権が同時に発生する場合

最終給与比例の給付建制度で、年金額は加入 1 年あたり 1/80 発生し、一時金は加入期間 1 年あたり 3/80 発生する制度（すなわち、一時金額は年金額の 3 倍）で、期初における加入期間が 14 年で給与が $\text{£ } 60,000$ （年額）、期末における加入期間が 15 年で給与が $\text{£ } 63,000$ （年額）年金額・一時金額は消費者物価上昇率 3% でスライドする場合の年間年金拠出額は以下の通り算定される。

期初の年金額（年額） = $\text{£ } 60,000 \times 14/80 = \text{£ } 10,500$

期初の年金原資 = $\text{£ } 10,500 \times 16 = \text{£ } 158,000$

期初の一時金を含む年金原資 = $\text{£ } 158,000 + \text{£ } 10,500 \times 3 = \text{£ } 199,500$

期初の一時金を含む年金原資を物価スライドした額

$$= \text{£ } 199,500 \times 1.03 = \text{£ } 205,485$$

期末の年金額（年額） = $\text{£ } 63,000 \times 15/80 = \text{£ } 11,812.50$

期末の年金原資 = $\text{£ } 11,812.50 \times 16 = \text{£ } 189,000$

期末の一時金を含む年金原資

$$= \text{£ } 189,000 + \text{£ } 11,812.50 \times 3 = \text{£ } 224,437.50$$

$$\text{期中年金原資増加額} = \text{£ } 224,437.50 - \text{£ } 205,485 = \text{£ } 18,952.50$$

$$\underline{\text{年間年金拠出額} = \text{£ } 18,952.50}$$

純粹な給付建制度や拠出建制度以外の場合はそれぞれの制度特性を踏まえて年間年金拠出額が算定される。具体的には、キャッシュバランス制度の場合は仮想個人勘定残高の増加額、ハイブリッド制度の場合は拠出建制度部分の拠出額または給付建制度部分の給付増加額の16倍のいずれか大きい額を基準に年間年金拠出額を算定する。

年間年金拠出額が非課税限度額を超過した場合、超過額を本人の当年度の所得に加算し、その合計額に対して所得税が総合課税される。この超過分に対する課税を「年間非課税限度額超過に対する課税 (Annual Allowance Charge)」という。なお、年間非課税限度額の未使用部分は3年間に限り繰越すことが可能である³³。

第6項 高所得者の年間非課税限度額

2015年金融法 (Finance Act 2015) に基づく2015年税制改正によって、高所得者に対する税制優遇措置が縮小され、2016課税年度から年間非課税限度額が

³³ 実務上の取り扱いに関しては第3節第2項参照

縮小されることとなった。これを「年間非課税限度額の所得制限 (Tapered Annual Allowance)」という。

HMRC (2015) では年間非課税限度額の所得制限が導入された理由を「年金掛金に対する非課税措置による税収減の影響を妥当な範囲のものとし、かつ、被用者に対して公正な非課税措置を確保すること」と説明されている。また、年間非課税限度額の所得制限と同時に、所得税の課税申告の年度に関する取扱いの変更も同時に行われており³⁴両方の影響を含めた分析結果によれば、2015年度では£70百万の税収減となるものの、2016年度では£260百万の税収増となり、以後の税収が増加額するという推計結果となっている。

【図表 2-7】 年間非課税限度額の所得制限導入による税収への影響

(単位：百万ポンド)

課税年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
税収増減	△70	260	425	900	1,180	1,280

(出所) HMRC (2015)

なお、この推計は2015年度に導入された措置に伴う影響を示したものであり、後述する調整後年収が£150,000、基準年収が£100,000、減額される額の上限が£30,000と2020年度から適用されている金額とは異なる。

年間非課税限度額の所得制限は、事業主拠出分の掛金額を本人の年収に加え

³⁴ 【参考資料⑤】(注4) 参照

た「調整後年収 (Adjusted Income)」一定額を超過し、かつ、事業主掛金を加えない本人の年収「基準年収 (Threshold Income)」が一定額以上の高所得者の非課税限度額は、調整後年収を超える額の 1/2 が年間非課税限度額から差し引かれることとされている。ただし、年の高所得者に対しても一定の年間非課税限度額が保証される。なお、基準年収が上限以下であれば、調整後年収が限度額を超過していても年間非課税限度額は減額されない。

調整後年収を基準に年間非課税限度額の減額を判定している理由は「給与を減額し、減額分の給与を掛金に上乗せして事業主が支払い、税額を調整する」という裁定行為を防止するためである³⁵。

2020 課税年度においては、調整後年収の上限額は £ 240,000、基準年収の上限額は £ 200,000 である。また、減額される額の上限は £ 36,000 であるため、調整後年収が £ 312,000 以上の高所得者であっても、£ 4,000 の年間非課税限度額が保証される。

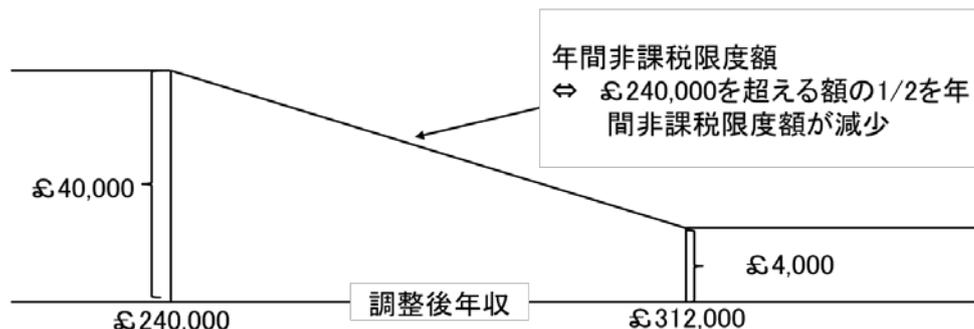
先に触れた通り、2016 課税年度から 2019 課税年度までの調整後年収の上限額は £ 150,000、基準年収の上限額は £ 100,000、減額される額の上限は £ 30,000 であった。したがって、2016 課税年度から 2019 課税年度までは調整後年収が £ 210,000 以上の高所得者も £ 10,000 の非課税限度額が保証されていた。

³⁵ HMRC (2015)

【図表 2-8】 年間非課税限度額の所得制限のイメージ

- ◆ 一定水準以上の高所得者に対しては、2015年金融法 (Finance Act 2015) により年間非課税限度額の減額措置 (Tapered Annual Allowance) 導入 (2016課税年度から)

調整後年収 (Adjusted Income) が £240,000 を超え、かつ、基準年収 (Threshold Income) が £200,000 を超える者は、調整後年収を超える額の 1/2 が非課税限度額から控除 (控除する額の上限は £36,000)



(注) 調整後年収: 事業主拠出分の掛金額を本人の年収に加えた額
 基準年収: 事業主掛金を加えない本人の年収
 基準年収が £200,000 以内であれば、調整後年収が £240,000 を超えても年間拠出限度額の調整は行われない

(出所) HMRC (2020-②)

2020 年度から調整後年収・基準年収・高所得者の非課税限度額を変更した理由は、「過去の年間非課税限度額の引き下げ、生涯非課税限度額の引き下げの影響を踏まえ、所得によらず、引退後の資金準備を柔軟に行うことを可能にするとともに、所得に応じた公正な税制優遇措置とすべき」というものであった³⁶。

第 7 項 生涯非課税限度額

2020 課税年度における生涯非課税限度額は £1,073,100 であり、生涯非課税限度額超過の有無は「給付額の支払い確定時点 (Benefit Crystallisation Events : BCE)」で行われる。

³⁶ HC (2019)、LCP (2020)、DHSC (2019) による

HMRC (2020-②) PTM088100 によれば、給付額の支払い確定時点 (BCE) には様々なものがあり、かつ、2015 年に実施された「拠出建制度の受給方法の弾力化 (Pensions Freedom)」によって複雑化している。職域年金制度以外の個人年金制度も含めて、一人の被用者が複数の制度に加入した履歴がある場合も考えられるため、BCE は加入していた制度の支払い確定時点の相違によって複数発生する可能性がある。特に、個人年金に加入している場合では受給開始時期が本人の裁量に任される場合もあるため、以下の通り。BCE には様々なものが想定される。

① 年金支給開始の場合

BCE1：拠出建制度において、年金制度が加入者に対して年金引出しを指示した場合³⁷

BCE2：加入者が年金制度で定める年金給付の受給開始年齢に到達³⁸

BCE3：支給開始済の年金で「あらかじめ定められた年金増額を上回る増額」³⁹が発生した場合

BCE4：拠出建制度において加入者が終身年金給付を受給したとき

³⁷ 給付建制度においては、有期の年金引出しは行われなため、BCE1 は生起しない

³⁸ BCE2 は給付建制度・拠出建制度のいずれであっても生起する

³⁹ 小売物価指数の変動に対応した年金スライドを上回る年金額増額等

② 受給開始せずに 75 歳到達、および、死亡の場合

BCE5：給付建制度において年金受給を開始せずに 75 歳に到達したとき⁴⁰

BCE5A：拠出建年金制度において段階的引出しまたは柔軟な引出しの権利を
取得後、実際の引出しを行わずに 75 歳に到達したとき

BCE5B：拠出建制度において 75 歳到達時に受給開始していない年金原資が
存在するとき

BCE5C：75 歳未満の加入者が死亡し、受給開始していない年金原資が存在す
るとき

BCE5D：75 歳未満の加入者が死亡し、受給開始していない年金原資が存在
し、かつ、相続人が年金を購入する等を行ったとき

③ その他

BCE6：脱退一時金を受給したとき

BCE7：遺族一時金が発生したとき

BCE7：海外の年金制度へ年金原資を移換したとき

その他：BCE1~BCE7 に該当しない支給

それぞれの BCE が発生した時点における生涯非課税限度額の判定は拠出建制

⁴⁰ 年金の繰下げ受給を選択し、受給開始せずに 75 歳に到達する場合

度の場合は個人勘定の残高、給付建制度の場合は年金原資の総額で判定する。

給付建制度の場合の年金原資の総額は支給開始初年度の年金額の20倍の額とみなしている。「20倍」は、年金支給開始年齢が60歳、配偶者に対する遺族年金額は本人と同額を支給、支給開始後の年金額は小売物価指数で改定されることを前提として算定された年金原資算定のための係数である⁴¹。

【図表 2-9】生涯非課税限度額の概要

- ◆ 2020課税年度における生涯非課税限度額(Lifetime Allowance)は£1,073,100
⇒ DB・DCともに支払額確定時点^{※1}における「発生済受給権の金額」でチェック
- ◆ DCの場合:「支払額確定時点における個人勘定残高」でチェック
- ◆ DBの場合:「支給開始時の年金額×20」^{※2}
- ◆ 「20倍」の根拠^{※2}
年金支給開始年齢:60歳
配偶者に対する遺族年金額:本人と同額(終身)
支給開始後の年金額改定:小売物価指数にスライド
- ◆ 生涯非課税限度超過を超過した場合、超過額に対してペナルティ
- ◆ ペナルティは「過去の年間非課税限度額の優遇措置の取り消し」

(出所) HMT (2003) および NAO (2004)

なお、加入していた年金制度が複数であった場合、それぞれの制度でBCEが発生する可能性があり、そのたびに生涯非課税限度額の判定をそれぞれ行う。なお、支給が75歳到達時点までに行われていない場合は75歳到達時点をもBCEと

⁴¹ HMT (2003) および NAO (2004)

して生涯支払限度額の判定を行う。

生涯非課税限度額は、年金が物価スライドされるため、物価上昇率に連動して改定されるが、税収減の影響を妥当な範囲のものとするため過去 3 回引き下げられている。

生涯非課税限度額を超過した場合、過去の税制優遇措置の取り消しとして「生涯非課税限度額超過に対するペナルティ (Lifetime Allowance Charge)」が課される。ペナルティの額は、超過額に対して、年金⁴²の場合は 25%、一時金の場合 55%を年金原資から控除し、ペナルティ控除後の年金原資に基づいて給付金を対象者に支払うという取り扱いとなる。

生涯非課税限度額超過の有無は、登録年金制度の制度管理者⁴³が行い、超過している場合は制度管理者が超過額に対するペナルティに基づく年金原資の減額に伴う実務を行う。また、生涯非課税限度額超過に対するペナルティ控除後の給付額についても、給付金が支払われる年度の所得税の課税対象となる。

生涯非課税限度額のチェックは BCE 発生のたびに行われるが、生涯非課税限度額をどの程度使用したかは（使用済み）は BCE 発生時点における生涯非課税限度額と当該 BCE によって確定した年金原資の比率で管理する。どの程度使用

⁴² 終身年金以外に、年金原資を分割して支払う場合も「年金」として取り扱われる

⁴³ 年金基金、年金制度を運営する事業主、年金商品を提供している年金プロバイダーが該当する

したかを当該 BCE 時点の生涯非課税限度額と BCE によって確定した年金原資の比率で管理するのは、課税年度によって生涯非課税限度額が変動するためである。なお、生涯非課税限度額の導入時、および、減少時には既発生受給権の保護を目的とした経過措置（Protection）が講じられている⁴⁴。

まず、BCE が 2 回発生した場合の生涯非課税限度額の管理に関する事例を紹介する⁴⁵。

【図表 2-10】生涯非課税限度額使用割合の判定例 ①

第1回目の年金額確定時点で年金原資£150,000が確定

当該時点における生涯非課税限度額は£1,500,000

⇒ 第1回目の年金額確定時点で使用した生涯非課税限度額は10%

(£15,000 ÷ £1,500,000 = 10%)

⇒ 生涯非課税限度額の残存率は90%

第2回目の年金額確定時点で年金原資£450,000のが確定

当該時点における生涯非課税限度額は£1,800,000

⇒ 第2回目の年金額確定時点で使用した生涯非課税限度額は25%

(£450,000 ÷ £1,800,000 = 25%)

⇒ 第2回目の年金額確定時点終了後の残存生涯非課税限度額は65%

(100% - 10% - 25% = 65%)

ある被用者が BCE によって年金原資£150,000 を取得したとする。

この場合において、その時点における生涯非課税限度額は£1,500,000 であったとすると、当該 BCE によって使用した生涯限度額は「10% (= £150,000 ÷

⁴⁴ 「第 8 項 生涯非課税限度額の保護」参照

⁴⁵ HMRC (2020-②) PMT081000

£ 1,500,000)」となる。この結果、すでに発生した BCE がほかに存在しない場合、生涯非課税限度額は 90%残存していることとなる。

その後、新たな BCE が発生し、£ 450,000 の年金原資を取得した場合、その時点での生涯非課税限度額は £ 1,800,000 であったとすると、新たに発生した BCE によって使用した生涯非課税限度額は「25% (= £ 450,000 ÷ £ 1,800,000)」である。

この結果、これら 2 回の BCE で使用済みとなった生涯非課税限度額は「35% (=最初に使用した 10% + 2 回目に使用した 25%)」とななり、未使用の生涯非課税限度額は 65% (=100% - 35%) となる。

次に、ある被用者が、登録年金制度で保有するいくつかのファンドから、受給可能な最高額の一時金を取得し、残りの年金原資終身年金を購入することとした場合について検討する⁴⁶。

⁴⁶ HMRC (2020-②) PMT081000

【図表 2-11】生涯非課税限度額使用割合の判定例 ②

① ファンドから受給可能な一時金 750,000 を引き出し (他に BCE なし)

当該時点における生涯非課税限度額は 1,500,000

⇒ 当該一時金引き出しで使用した生涯非課税限度額 50%
($750,000 \div 1,500,000 = 50\%$)

⇒ 生涯非課税限度額の残存率は 50%

② 数年後にすべてのファンドから引き出し (新たに BCE が発生)

当該時点における生涯非課税限度額は 1,250,000

⇒ このとき確定した年金原資は 250,000
($250,000 \div 1,250,000 = 20\%$)

⇒ この時点での残存生涯非課税限度額は 30%
($100\% - 50\% - 20\% = 30\%$ ⇔ 使用済生涯非課税限度額)

この事例は、制度管理者は当該 BCE で使用する年金原資が 750,000 である旨を本人に連絡し、併せて、他の BCE が発生していないか否かを照会し、以前に発生した BCE は存在しなかったことの確認を行っている事例である。

なお、当該 BCE 時点における生涯非課税限度額は 1,500,000 であり、当該 BCE で使用済みとなる生涯非課税限度額は「 $50\% (= 750,000 \div 1,500,000)$ 」である。

数年後、当該被用者は当該制度に残存するファンドを全て引き出すこととし、制度管理者に連絡したことによって新たに BCE が発生した。

この 2 回目の BCE で獲得した年金原資は 250,000 であり、当該時点における生涯非課税限度額は 1,250,000 であったとすると、当該 BCE で使用した生涯非課税限度額は「 $20\% (= 250,000 \div 1,250,000)$ 」となり、初回の BCE と

2 回目の BCE で使用した生涯非課税限度額は「70% (=50%+20%)」となる。

最後は制度で定める受給開始可能年齢が 35 歳という事例である。この場合、当該制度の加入者は税法で定める最低受給可能年齢よりも若年齢で年金受給が可能となる。ただし、税法上の最低受給可能年齢よりも若い年齢での年金受給を選択した場合、生涯筆禍税限度額が減額されることとなる⁴⁷。

なお、2010 年 4 月 6 日以降は、税法上の年金受給可能な最低年齢は 55 歳であるが、それ以前は 50 歳であった。また、2006 年 4 月 5 日以前に税制適格であった年金制度では、制度によっては一定の要件を満たす場合、年金支給開始年齢が 50 歳未満であっても年金の受給開始が可能であった。そのような制度は 2006 年 4 月 6 日以降も当該年金支給開始年齢⁴⁸からの年金受給が可能である。

終身年金の場合、年金受給開始年齢によって年金原資は変動し、若い年齢から受給開始した場合の年金支払総額は増加するが、生涯非課税限度額は年金支給開始年齢 60 歳を前提として「年金支給開始時点の年金額×20」として定められているため、弱年齢からの支給に伴う年金原資の相違は反映されていない。

したがって、税法で定める最低受給可能年齢よりも若い年齢で受給が開始された場合、税法で定める最低受給可能年齢と受給が開始された年齢との乖離の

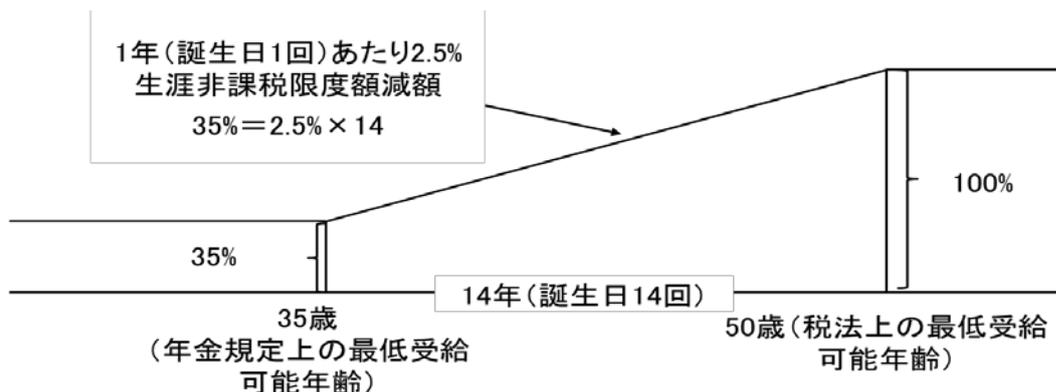
⁴⁷ HMRC (2020-②) PMT081000

⁴⁸ 「Protected Pension Age」

調整措置として、年齢差 1 年⁴⁹当たり 2.5%ずつ生涯非課税限度額が減額される。

若い年齢での受給開始と生涯非課税限度額の関係は以下の通りとなる⁵⁰。

【図表 2-12】生涯非課税限度額使用割合の判定例 ③



ある被用者は年金受給開始が 35 歳から可能であり、当該被用者は 35 歳の誕生日到達直後に年金の受給を開始することを選択し、その時点での年金原資は £ 1,000,000 であったとする。

当該時点における税法上の最低受給可能年齢は 50 歳であったとすると、生涯非課税限度額は 50 歳到達までに迎える誕生日の回数 14 回分に相当する 35% ($= 2.5\% \times 14$) が減額される。したがって、その時点における生涯非課税限度額が £ 1,500,000 であったと仮定すると、当該被用者の生涯非課税限度額は「£ 975,000 ($= £ 1,500,000 \times (1 - 35\%)$)」となる。この結果、£ 25,000 は生涯非課税限度額を超過したと判定され、ペナルティの対象となる。

⁴⁹ 受給開始時点と税法上の最低加入年齢到達時までに到来する誕生日の回数による

⁵⁰ HMRC (2020-②) PMT082000

その結果、非課税で受給可能な支給開始時一時金（年金原資の 25%）も生涯非課税限度額の 25%である £ 243,750 となる。その後、新たに BCE が発生し、年金原資の引出しを行う際にも「35%」減額された生涯非課税限度額が適用され、かつ、使用割合で生涯非課税限度額が管理されるため、生涯非課税限度額は全額使用済みと判定される。

第 8 項 生涯非課税限度額の保護

HMT (2003) および NAO (2004) によれば、生涯非課税限度額は当時の給付算定給与の上限額、および、税制適格要件を勘案して、「£ 1,400,000 (2003 年価格)」で検討されていた。すなわち、当時一般的であった給付建年金制度が抵触しないように、次式を根拠に決定したされている。

$$\text{年間報酬上限額} = \text{£ } 99,000$$

$$\text{年金額上限} = \text{年間報酬上限} \times 2/3 = \text{£ } 66,000$$

$$\text{年金額上限} \times 20 = \text{£ } 1,320,000 \quad \Rightarrow \quad \underline{\text{生涯限度額 : £ } 1,400,000}$$

導入時において生涯非課税限度額を超過する可能性のある者は、年金額算定のための報酬上限が設定されていない加入者期間を持つ者を中心に 5,000 人程度であると推計していた⁵¹。

ただし、2006 年 4 月 5 日時点（生涯非課税限度額導入前年度末）において、

⁵¹ HMT (2003) および NAO (2004)

税制上の取り扱いの急激な変化をさけることを目的として、各人が保有する年金原資の保護を図るため、「既得権保護強化措置 (Enhanced Protection)」または「導入時保護措置 (Primary Protection)」等の経過措置を導入した。また、生涯非課税限度額の導入後にも、非課税限度額引下げが実施されたがその際にも「非課税額減額時保護措置 (Fixed Protection)」⁵²や「個人非課税額減額時保護措置 (Individual Protection)」⁵³を導入して激変緩和を図っている。主な保護措置の概要は以下のとおりである。

8.1 既得権保護強化措置 (Enhanced Protection)

2006年4月5日時点で発生済受給権（年金原資および一時金給付額）の受給権を有する登録年金制度の対象者に対する保護措置で、当該時点における発生済年金受給権が£1,500,000⁵⁴未満の者も保護措置の対象となる。この保護措置の対象となる額に関しては、実際にBCEが発生した時点において生涯非課税限度額のペナルティが課されることはない。

通常、生涯非課税限度額は消費者物価指数に応じて引き上げられる。しかし、制度によっては小売物価指数や賃金指数に応じて年金受給権の再評価が行われる場合がある。そのような制度では、獲得済受給権が消費者物価指数を上回って

⁵² 2012年・2014年・2016年の引き下げ時に適用

⁵³ 2014年・2016年の引き下げ時に適用

⁵⁴ 2006年4月6日に実際に適用された生涯非課税限度額

再評価されることがある。過去の統計データからは小売物価指数は消費者物価指数を 0.75% 上回るということが推察され、GAD（2010）ではこの値を給付建
年金制度の年間年金拠出額算定の前提として採用している⁵⁵。

このような点から、既得権保護強化措置では消費者物価指数による生涯非課
税限度額の改定を上回る受給権の再評価があった場合であっても、2006 年 4 月
5 日に発生している保護措置の対象となる発生済年金受給権が非課税限度額超
過を上回ったとしても、当該上回った額は非課税限度額超過ペナルティの対象
外となしている。

なお、既得権保護強化措置は、8.2 の「導入時保護措置」および 8.4 で述べる
「個人非課税額減額時保護措置」と組み合わせて使用することが可能である。

⁵⁵ 【参考⑥】参照

【図表 2-13】 保護措置の組み合わせた利用の可否

	導入時保護措置	既得権保護強化措置	非課税額減額時保護措置 2012年	非課税額減額時保護措置 2014年	個人非課税額減額時保護措置 2014年	非課税額減額時保護措置 2016年	個人非課税額減額時保護措置 2016年
導入時保護措置	—	○	×	×	×	×	×
既得権保護強化措置	○	—	×	×	○	×	○
非課税額減額時保護措置 2012年	×	×	—	×	○	×	○
非課税額減額時保護措置 2014年	×	×	×	—	○	×	○
個人非課税額減額時保護措置 2014年	×	○	○	○	—	○	×
非課税額減額時保護措置 2016年	×	×	×	×	○	—	○
個人非課税額減額時保護措置 2016年	×	○	○	○	○	×	○

(注) ○は組み合わせ可、×は組み合わせ不可

(出所) HMRC (2020-②) PMT091000

8.2 導入時保護措置 (Primary Protection)

2006年4月5日時点で発生済受給権（年金原資および一時金給付額）が£1,500,000を上回っている場合の保護措置。登録年金制度に対する2006年4月6日以降の年間非課税限度額以下の年間年金拠出も導入時保護措置の対象となる。

すなわち、BCEが発生した時点において、導入時保護措置の対象者は、「2006年4月5日時点における発生済受給権」に「2006年4月6日以降の期間の年間非課税限度額以下の年間年金拠出額を加えた額」を加えた額が当該保護措置の対象となる「個人生涯非課税限度額 (Personal Lifetime Allowance)」という生涯

非課税限度額超過に対するペナルティが適用されない個人別に適用される生涯非課税限度額が与えられるということである。なお、個人生涯非課税限度額に対して通常の生涯非課税限度額を「標準生涯非課税限度額（Standard Lifetime Allowance）」という。

また、導入時経過措置と既得権保護強化措置の併用も可能であるという寛大な経過措置の結果、2004年金融法による税制改正に伴い、移行時点以降の各年度において新たに生涯非課税限度額のペナルティの対象となる者は1,000人いないであると推測されていた⁵⁶。

8.3 非課税額減額時保護措置（Fixed Protection）

2006年4月6日導入された生涯非課税限度額は、2006課税年度では£1,500,000であった。その後、小売物価指数に応じて見直され、2011課税年度では£1,800,000となった。その後、税制優遇措置の見直しにより、2012課税年度には£1,500,000、2014課税年度には£1,250,000、2016課税年度には£1,000,000への時期下げられている。

それぞれの引き下げ時点において、導入時保護措置・既得権保護強化措置の対象外の者に対して、それぞれの引き下げに対応することを目的として保護措置が導入された。

⁵⁶ HMT（2003）およびNAO（2004）

2012 課税年度の引き下げでは、引下げ後の生涯拠出限度額 £ 1,500,000 を上回る発生済受給権を有する者に対して、それ以降の年間年金拠出額の積み増しを制限するとともに、引き下げ前の生涯非課税限度額 £ 1,800,000 を保証することとしていた。なお、標準生涯非課税限度額が £ 1,800,000 を上回った場合、非課税額減額時保護措置は終了し、標準生涯非課税限度額が適用されることとなる。なお、2014 課税年度・2016 課税年度の引き下げ時にも同様の保護措置が導入された。

8.4 個人非課税額減額時保護措置 (Individual Protection)

2014 年 4 月 6 日に生涯非課税限度額が £ 1,500,000 から £ 1,250,000 に引き下げられ、2016 年 4 月 6 日に £ 1,000,000 へと引き下げられた際に経過措置として「個人非課税額減額時保護措置 (Individual Protection)」が導入された。

2014 年 4 月 6 日の引き下げ時には、当該時点の発生済年金受給権または £ 1,500,000 のいずれか低い額が発生済受給権の保護対象である「個人非課税限度額」とされた。その時点で £ 1,500,000 を超える発生済年金受給権は、BCE が発生した時には生涯非課税限度額超過のペナルティの対象となる。

2014 年 4 月 6 日以降に、標準非課税限度額が個人非課税限度額を上回った際には、標準非課税限度額が該当者に適用されることとなる。すなわち、標準非課税限度額と個人非課税限度額のいずれか大きい金額まで生涯非課税限度額とし

て取り扱われる。なお、2016年4月6日の生涯非課税限度額の引き下げ時にも同様の経過措置が採用されている。

第9項 給付建制度の年間非課税限度額の算定根拠

給付建制度の年間非課税限度額は、第5項で述べたとおり、「年間年金増加額（＝課税年度末年金額－前課税年度末年金額×（1+r））×16 r：物価上昇に伴う年金再評価率」で判定を行うこととされている。

この「16倍」を決定する際に前提とする年金制度は、伝統的な適用除外要件を満たす給付建年金制度を想定しており、遺族（配偶者）に本人の1/2の遺族年金を支給し、支給開始後の年金額は物価スライドされる制度である。

また、年金額に乗ずる倍率は、被用者の年齢・年金支給開始時期・配偶者の有無等によって異なるはずである。しかし、年齢等によって異なる倍率を設定することは、実務を複雑化することとなる。一方、給付建制度と拠出建制度の課税の均衡を図るという観点からは、被保険者の年齢等の要素による差は、拠出建制度・給付建制度ともに同じ影響を与えるという見方もできる。このような点から「均一の乗率」によって年間非課税限度額・生涯非課税限度額を算定することとされた⁵⁷。

以下、年間非課税限度額が£255,000から£50,000へと大きく引き下げられ

⁵⁷ NAO (2004) および GAD (2010)

た際の政府アクチュアリーのリポート GAD (2010) によって「16 倍」が設定された過程を紹介する。

年間年金拠出額を決定するための「年間年金増加額」の乗ずる倍率「16」の性格は、当該年度に発生する年金原資を算出するための倍率であることから、当該年度に増加した年金額に対応する据置年金原価率の概数である。据置年金原価率を算定するためには、現在年齢・年金支給開始年齢・死亡率・割引率等の計算基礎が必要となる。GAD (2010) では以下のパラメーターを使用して据置年金現価率を算定することとしている。

【主なパラメーター】

① 加入者の現在年齢

年間非課税限度額は、所得が高い被用者が抵触するはずであるから、最も所得の高い年齢層の被用者を想定する。イギリス財務省 (HMRC) による年齢階層別の給与分布の統計から 47 歳とする。

② 年金支給開始年齢

多くの職域年金制度の支給開始年齢である 60 歳と早期に受給を開始する者を勘案して 59 歳と設定。

③ 加入者本人に適用される死亡率と遺族に適用される死亡率

イギリス国家統計局 (ONS) の 2008 年人口推計のうちの基本推計に基づき、

死亡率の改善を見込む。加入者本人の死亡率は「男子」を使用し、配偶者の死亡率は「女子」としている。なお、本人の死亡率を男子としている理由は、上記①と同様、所得が高く年間非課税限度額に抵触する可能性を勘案して、本人は男子としている。

④ 年金据置中・年金受給中のスライド率

イギリスの給付建制度は小売物価指数 (RPI) または消費者物価指数 (CPI) に応じて年金のスライドを行っている。多くの制度では CPI に応じたスライドを行っている例が多いことから、CPI によるスライドを前提とする。

⑤ 遺族年金の対象者等

遺族年金の見込みに関しては、遺族年金の額は通常は本人の年金額の 50%~67%の額が支払われ、配偶者の存在する確率が 70%~80%であるという給付建職域年金制度の実態を踏まえて、「遺族年金の額×遺族年金の発生率」は「35% (=50%×70%) ~53.6% (=67%×80%)」の範囲に分布するとの推計から、本人の年金額の 50%が必ず遺族に支払われるとして計算している。なお、配偶者の年齢は、人口統計から、加入者よりも 3 歳若く設定している。

⑥ 年金現価算定のための割引率

年金現価算出のための割引率決定には、消費者物価上昇率を控除した実質的

な割引率としている。ただし、拠出建制度との均衡を考慮する観点から、退職給付会計で使用する割引率の概念とは異なり、資産運用の結果を反映することを前提としている。具体的には、債券運用利率・株式等の収益追求型運用資産の収益率・終身年金購入時のマージン等の要素を反映し、年金支給開始前は3.25%、年金支給開始後70歳までは3.0%、70歳以上は1.75%としている。

GAD（2010）ではこのような前提から計算された年間年金増加額に対する倍率は「16.1倍」となり、これを端数処理して「16倍」としている⁵⁸。

なお、パラメーターの変動に伴う影響も算定しており、その結果の概要は以下の通りである。

- ① 割引率が0.5%上昇した場合：倍率＝14.0
- ② 割引率が0.5%低下した場合：倍率＝18.6
- ③ 加入者の年齢を42歳とした場合：倍率＝13.7
- ④ 加入者の年齢を52歳とした場合：倍率＝19.0
- ⑤ 年金支給開始年齢を61歳とした場合：倍率＝14.8
- ⑥ 年金支給開始年齢を57歳とした場合：倍率＝17.6
- ⑦ 遺族年金の額を本人の年金額の2/3とした場合：倍率＝16.6

⁵⁸ 割引率設定の前提となる各種利率の相互関係は【参考⑥】参照

⑧ 遺族年金を支払わない場合：倍率＝14.5

第3節 年金掛金の課税上の取り扱い実務

第2節で述べたとおり、被用者本人が拠出した年金掛金額は、年収の範囲内であれば、原則として課税対象所得から控除され、事業主拠出掛金は被用者本人に所得とはされず、かつ、事業主の負担する年金掛金は損金算入される。

本節では、イギリス政府ホームページ⁵⁹および HMRC (2020-②) に基づいて、イギリスにおける登録年金制度における本人負担掛金、年間非課税限度額、および、生涯非課税限度額の課税実務についてその概要を記述する。

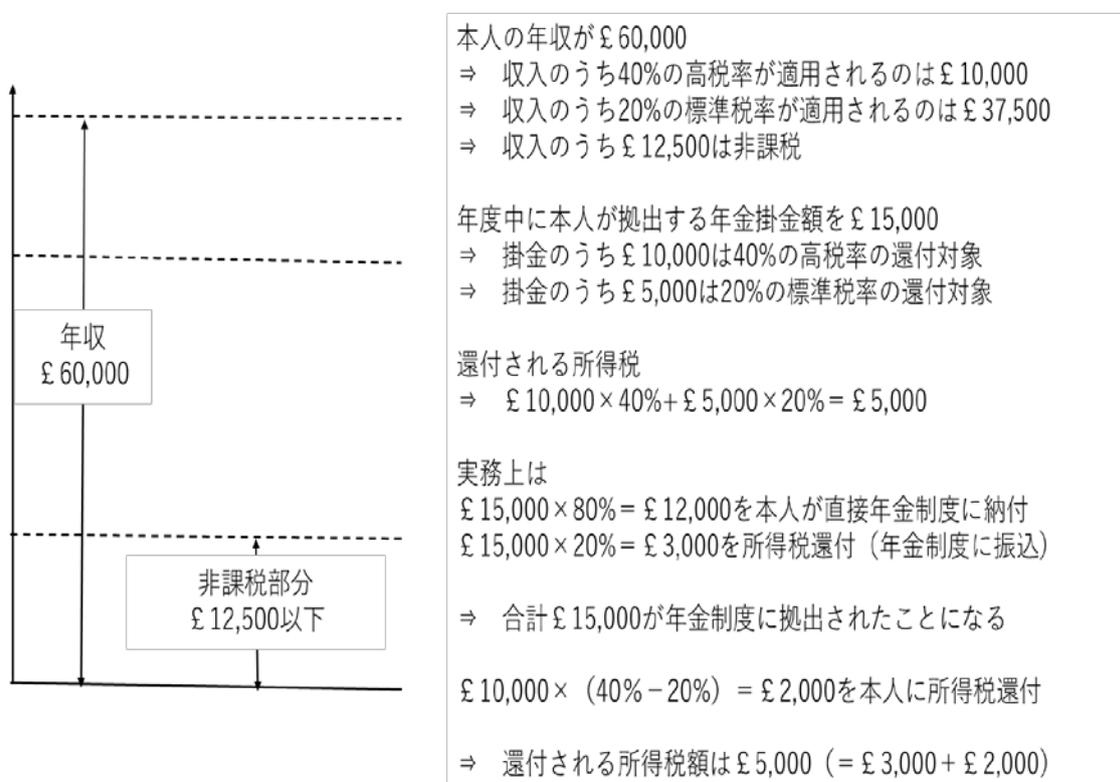
第1項 本人負担掛金に対する非課税措置の概要

登録年金制度の本人負担掛金は、当該税務年度の年収を上限として、所得税の還付 (Tax-Relief) を受けることができる。なお、所得税還付に際しては、高い税率の所得区分から掛金が拠出されるものとして計算を行う。

スコットランド以外の居住者の場合、本人の年収が £ 60,000 とすると年収のうち £ 10,000 の部分にのみ高税率 (税率 40%) が適用されるものとして所得税の還付を受けることができる。すなわち、拠出する掛金を £ 15,000 とすると、そのうち £ 10,000 が高税率、残りの £ 5,000 は標準税率 (税率 20%) の適用対象として還付額が算定される。

⁵⁹ <https://www.gov.uk/income-tax-rates> (アクセス日：2020年8月13日)

【図表 3-1】 所得税還付の適用例 ①



（出所）<https://www.gov.uk/income-tax-rates>（アクセス日：2020年8月13日）から筆者が作成

還付の方法としては、【方法①】年金制度管理者が被用者本人に代わって申請（Relief at Source）、【方法②】事業主が本人の課税前収入から本人負担分掛金を控除（Net Pay）、【方法③】本人が税務申告を行って還付を受ける（Claims）、の三通りがある。この中で、最も一般的な方法は【方法①】である。以下、各方法についてその概略を解説する。

【方法①】 制度管理者が被用者本人に代わって申請 (Relief at Source)

本人拠出掛金が「課税後給与」から拠出したものとして取り扱い、制度管理者が本人に代わって「標準税率」に対応する税額を還付請求し、還付された税額を本人負担分掛金の一部として年金制度に積み立てる方法である。所得税の還付は、スコットランド以外の居住者・スコットランド居住者ともに「標準税率 20%」で課税されるものとして計算される。年収が「£ 12,501 から £ 14,585」であるスコットランド居住者の最低税率は 19%で、所得税還付の計算に使用する税率 20%とは 1%の乖離があるが、その差額を追加納税する必要はない⁶⁰。

この方法を使用する場合、①住所・氏名、②出生年月日、③社会保障番号 (National Insurance Number)⁶¹、⑤就労状況、を制度管理者に通知する必要がある。事業主が本人に代わって必要な情報を制度管理者に提供することもある。

ただし、この方法では所得税率が 20%を超える者も所得税率が 20%であるとして所得税の還付額が算定されるため、実際の所得税率と 20%の差に相当する額が還付されない。したがって、本人が税務申告を行い、本来の額の還付を受ける必要がある⁶²。

⁶⁰ イギリスの所得税率に関しては第 2 節第 1 項参照

⁶¹ イギリスでは「国民保険番号」が個人の納税に使用される

⁶² 【方法③】 本人が税務申告を行って還付を受ける

【方法②】 事業主が本人の課税前収入から本人負担分掛金を控除（Net Pay）

本人が事業主の実施する年金制度に加入している場合、事業主が本人負担掛金を給与から天引き⁶³する方法である。この場合、本人負担掛金が課税前収入から控除されるため、自動的に税額還付を受けたのと同じ効果となる。

【方法③】 本人が税務申告を行って還付を受ける（Claims）

本人の収入が多額で標準税率を上回る税率が適用される場合、【方法①】では、制度管理者を通じて申請した結果として還付される全額が過少となり、また、複数の就労先から収入を得ている場合には【方法②】で自動的に計算される税額は、当該事業主からの収入のみを対象とした税率区分で拠出する掛金額に基づいて処理されるため、過少となる可能性がある。したがって、このような場合には本人が税務申告を行って適正な所得税の還付を受ける必要がある。

図表 3-1 は所得区分に応じた所得税還付の事例であるが、掛金残額に標準税率を上回る税率が適用される場合の事例が紹介されている⁶⁴。

【標準税率を上回る税率が適用される場合の事例】

本人が当該税務年度に £ 1,000 の拠出を行うこととした。この場合、【方法①】の制度管理者が被用者本人に代わって申請する仕組みを利用すると、標準税率

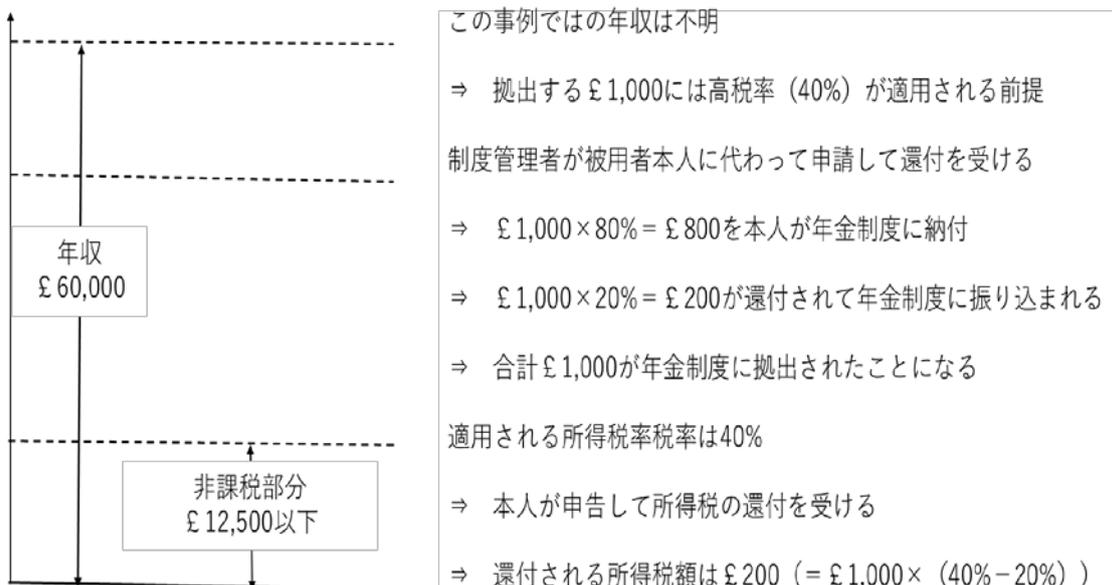
⁶³ 「Pay As You Earn (PAYE)」といい、所得税・社会保険料の徴収にも利用される

⁶⁴ HMRC (2020-②) PTM 044220

20%に相当する掛金額を控除した £ 800 を年金制度に拠出すると、標準税率 20%相当額の £ 200 が還付されて年金制度に納付される（結果として £ 1,000 を拠出したことになる）。

この事例では本人の所得税率が標準税率を上回る 40%であり、拠出額 £ 1,000 全額に対して 40%の所得税率が適用されるため、本来の還付される税額は £ 400（= £ 1,000×40%）であるから、税務申告を行って還付されるべき税額の残額 £ 200 の還付を追加で受けることとなる。

【図表 3-2】 所得税還付の適用例 ②



(出所) HMRC (2020-②) PTM 044220 から筆者が作成

なお税務申告の結果得られる追加の還付税額 £ 200 は本人に直接還付される。この結果、年金制度への拠出額 £ 1,000 に対応する所得税の還付額は、制度管理者が被用者本人に代わって申請する仕組みを利用して還付を受けて年金制度に

振り込まれた額 £ 200（本人実際に拠出した £ 800 と【方法③】による所得税還付額 £ 200 の合計が拠出額は £ 1,000）と本人に直接還付された所得税額 £ 200 の合計額の £ 400 となる。

第 2 項 年間非課税限度額を超過した場合の取り扱い

年間非課税限度額は被用者の年間年金拠出額の限度額を定めたものであり、非課税限度額の範囲内であれば本人が拠出した金額に対する所得税の還付を受けられるということ定めたものである。すなわち、拠出建制度における年金制度に対掛金額の拠出を制限するものではなく、また、給付建制度における年間に増加する年金額を制限するものでもない。年間年金拠出額が年間非課税限度額の範囲内の場合、前項の方法のいずれかによって当該年度に年金制度に拠出した掛金額に応じた所得税が還付されるという基準にすぎない。

制度加入者の年間年金拠出額⁶⁵が年間非課税限度額を超過した場合、制度管理者から被用者本人に対して非課税限度額を超過した旨が通知される。制度管理者から通知を受けた加入者は、超過額を当該課税年度における所得として税務申告を行い、超過額に対応する所得税を支払う。

通常、年間年金拠出額が年間非課税限度額を超過した場合の課税額の算定等

⁶⁵ 給付建制度の場合は「年間年金増加額×16」、拠出建制度の場合は「年金掛金額」。第 2 節第 5 項参照。

に関しては、以下のステップで行われる⁶⁶。

なお、本節第 1 項で記述したとおり、本人が拠出した掛金額に対する所得税還付の計算方法は、基準税率の部分に対しては還付額が自動的に計算され、基準税率を上回る税率区分については基準税率との税率の差で算定する仕組みとなっている。このため、年間非課税限度額を超過した額に応じた納税額は税率区分の高い部分から順に所得を把握して算定する仕組みとなっている。

ステップ 1：年間収入から、個人の基礎控除や寄付金控除等の所得控除額・年間年金拠出額等を控除し、年間非課税限度額超過額の調整前の課税対象所得を算出

ステップ 2：年間年金拠出額を算出し、年間非課税限度額を控除して、年間年金拠出額のうち年間非課税限度額を超過した額を算出

ステップ 3：ステップ 1 で求めた年間非課税限度超過額の調整前の課税対象所得にステップ 2 で算出した、年間非課税限度額超過額を加算して調整後の課税対象所得額を算出

ステップ 4：ステップ 3 で決定した調整後の課税対象額を所得税率の区分ごとに分割し、超過額のうち追加税率に区分すべき額を算出（所得税率 45%）

ステップ 5：ステップ 2 で算出した年間非課税限度超過額のうち、ステップ 4 で決定した追加税率の区分に相当する額を控除し、超過額のうち高税率または基準税率を適用すべき額を算出

ステップ 6：ステップ 3 で決定した課税対象所得のうち、高税率適用区分以下の所得から年間非課税限度額を控除

ステップ 7：ステップ 5 で決定した年間非課税限度額を超過する額のうちの高

⁶⁶ HMRC (2020-②) PTM056110 記載の「スコットランド以外の居住者」の部分を記載

税率を適用すべき額とステップ6で算定した額を比較する。ステップ6の額がステップ5の額で算定した額を上回る場合はステップ5で決定した額が高税率に区分されるべき額となる（所得税率40%）

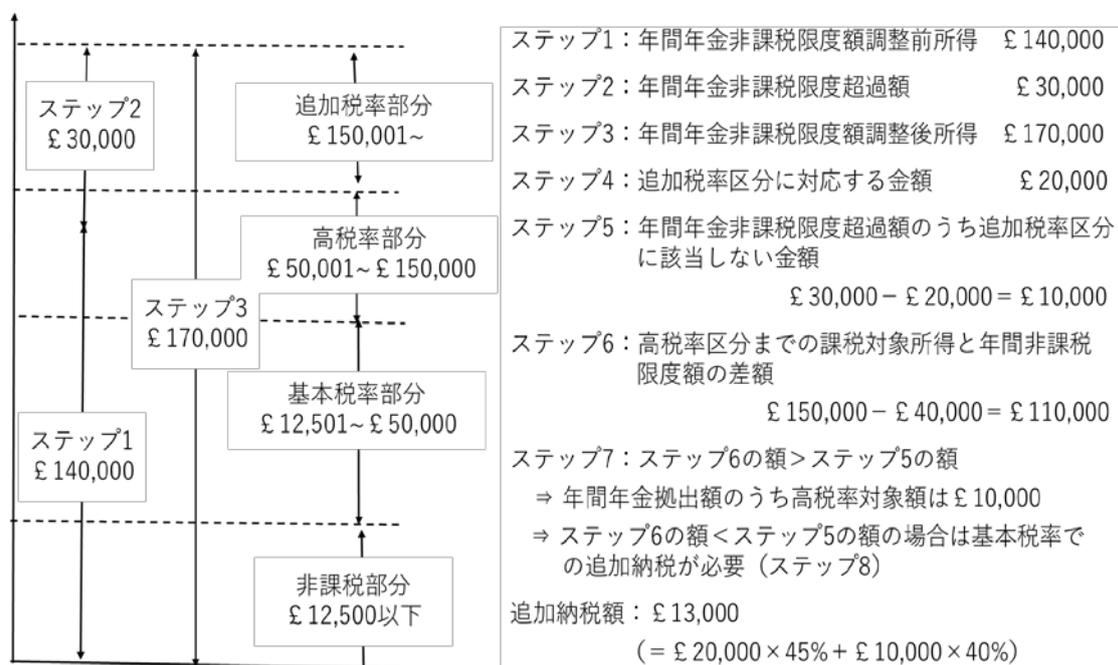
ステップ8：ステップ4またはステップ7の結果、追加税率適用額と高税率適用額の合計額が年間非課税限度額を超過する額よりも少額の場合、追加税率と高税率を適用すべき年間非課税限度超過額の合計額を年間非課税限度額超過額が上回る（ステップ6の額<ステップ5の額の状態）ため、その差額が基本税率に区分されるべき額となる（所得税率20%）

上記のステップに対応した数値例が HMT（2020）に記載されているので、理解を深めるために紹介する。

この事例では、年間年金拠出額控除後の課税対象所得が £ 140,000 の被用者の例である。この者の所得税率は追加税率の対象である。また、年間年金拠出額が年間非課税限度額を £ 30,000 超過している前提となっており、年間非課税限度額は £ 40,000 という前提である。

したがって、ステップ1で決定する課税対象所得は上記の前提から £ 140,000 である。次に、年間非課税限度額を超過した額は £ 30,000 であるから（ステップ2）、課税対象所得は年間年金拠出額控除後の所得額に年間非課税限度超過額を加えた £ 170,000（= £ 140,000+ £ 30,000）となる（ステップ3）。図表 3-3 に所得税の追加納付額の算定方法を図示する。

【図表 3-3】 年間非課税限度額超過に伴う所得税追加納付例



(出所) HMRC (2020-②) PTM056110 から筆者作成

次に、ステップ 4 で追加税率の区分に相当する額を、年間非課税限度超過額調整後の所得 £ 170,000 から高税率区分の額 £ 150,000 を控除し、追加税率適用対象所得 £ 20,000 を決定する。この金額は年間非課税限度超過額 £ 30,000 を下回るため、£ 20,000 が追加税率の対象となる。なお、当該金額が年間非課税限度超過額を上回る場合、年間非課税限度超過額は全額追加税率区分となるため、ステップ 5 以降の手続きは不要となる。

この事例では、超過額の中の追加税率対象額が超過額を下回るため、ステップ 5 の手続きを行う。数値例から、年間非課税限度超過額のうち、追加税率の適用対象外で高税率または基準税率の対象となる額は、追加税率の区分に相当す

る額を控除した £ 10,000 (= £ 30,000 - £ 20,000) となる。

次に、高税率と基準税率の適用対象額を区分するためにステップ 6 を行い、高税率適用所得の上限額と年間非課税限度額の差額 £ 110,000 (= £ 150,000 - £ 40,000) を計算する。この数値例ではステップ 5 で計算した高税率または基準税率の対象となる額をステップ 6 で計算した額が上回っているため、高税率適用額はステップ 5 で算定した £ 10,000 で確定し、高税率 40% が適用される。なお、ステップ 5 の額がステップ 6 の額を上回る場合、高税率の適用対象となる年間非課税限度超過額は「高税率区分の上限額から基準税率区分の上限額を控除した額」となり、「ステップ 5 の額から基準税率区分上限額を控除した額」は基準税率の適用対象となる。

本数値例では、ステップ 4 で計算した追加税率適用対象額 £ 20,000 に 45% を乗じた額 ($£ 20,000 \times 45\% = £ 9,000$) にステップ 5 で算定した高税率適用対象額 £ 10,000 に 40% を乗じた額 ($£ 10,000 \times 40\% = £ 4,000$) の合計額 £ 13,000 (= £ 9,000 + £ 4,000) が年間非課税限度額超過によって納税すべき額 (Annual Allowance Charge) となる。

第 3 項 生涯非課税限度額を超過した場合の取り扱い

第 2 節で述べた通り、BCE のたびに年金制度の管理者は当該 BCE において生涯非課税限度額と年金原資の比較を行い、生涯非課税限度額超過に対する課

税の要否を判定しなければならない。

生涯非課税限度額を超過した場合、その超過額に対して「年金（分割払いの引出しを含む）」であれば「生涯非課税限度額超過に対するペナルティ（Lifetime Allowance Charge）」が課されて 25%減少した年金原資に基づいて給付が実行され、一時金による引出しであれば 55%のペナルティを控除した後の額が給付される。ペナルティは制度管理者が年金原資から控除して給付が実行される。なお、減額された年金原資から給付された額は、年金であっても一時金でも、総合課税の対象として所得税が課される。

年金と一時金が併給される場合、年金給付に対応する年金原資（retained amount）には 25%、一時金給付に対応する年金原資（lumpsum amount）には 55%のペナルティが課される。HMRC（2020-②）PMT085000 には以下の数値例が掲載されている。

【生涯非課税限度額超過事例①】⁶⁷

既に生涯非課税限度額を使い切っている制度対象者が £ 300,000 の年金原資を拠出建制度で保有しており、本人の年齢は 72 歳で 75 歳到達による BCE の適用前で当該年金原資を引き出すこととした事例である。

当該年金制度では、生涯非課税限度額を超過した額を全額一時金で引き出す

⁶⁷ HMRC（2020-②）PMT085000

ことを認めているが、この事例では年金原資の 2/3 (£ 200,000) を一時金で受給し (BCE6)、残り 1/3 (£ 100,000) を段階引出し (BCE1) することとしている。

この場合、本人が受給できる一時金額は、年金原資全額が生涯非課税限度額超過を超過しているため、ペナルティ 55%を控除した £ 90,000 (= £ 200,000 × (1 - 55%)) となる。一方、本人が受給できる段階引出しは年金による引き出しとして取り扱われるため、25%のペナルティ控除後の年金原資 £ 75,000 (= £ 100,000 × (1 - 25%)) とから引き出すこととなる。したがって、生涯非課税限度額超過に対するペナルティは、一時金受給部分で £ 110,000、段階引出し部分で £ 25,000、合計 £ 135,000 となる。

なお、年金制度の受給要件を満たして給付が行われる場合以外の BCE では、生涯非課税限度額超過に対するペナルティは「制度保留税額 (Scheme Funded Tax Payment)」として年金制度内に留保され、生涯非課税限度額を超過した年金原資として保持される。制度保留税額の事例には以下のようなものがある。

【生涯非課税限度額超過事例②】

55 歳以上 75 歳未満の年金制度対象者が、退職による受給権確定前の拠出建制度の年金受給権確定前の年金原資 £ 100,000 を引き出して終身年金購入を計

画している⁶⁸。なお、当該年金原資は全額生涯非課税限度額を超過している状態である。

この場合、年金制度管理者は年金受給に対応する25%のペナルティ £25,000 を制度保留税額とし £75,000 を終身年金の購入に充当した。この場合、制度管理者が £100,000 の全額を終身年金の購入に充当すると、£100,000 は生涯非課税限度額超過に対する税額控除後の額となるため、年金制度は制度保留税額として £33,333 ($= £100,000/0.75 - £100,000$) を別途準備する必要がある。

⁶⁸ BCE4 に該当

第4節 日本における「拠出限度額」議論とイギリスの事例からの示唆

第3節まで、イギリスにおける私的年金制度と私的年金税制の概要、給付建制度と拠出建制度共通に適用される年間非課税限度額と生涯非課税限度額について、実務的な取り扱いも含め、記述した。本節では、日本の給付建制度・拠出建制度に共通して適用する「拠出限度額」導入について、イギリスの現状を参考に、検討を加える。

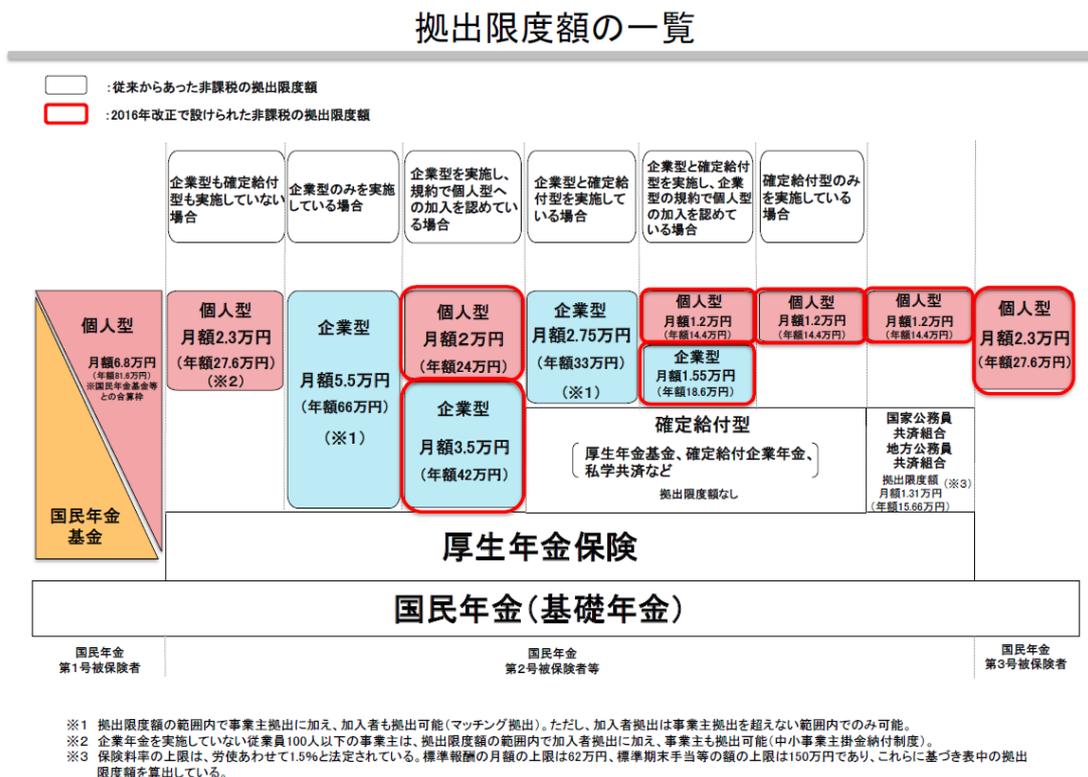
第1項 日本における「拠出限度額」議論の状況

日本では社会保障審議会企業年金・個人年金部会で、給付建制度と拠出建制度共通に適用する拠出限度額導入に向けて、「イコールフットイング」に関する議論が行われている。

2020年度現在、日本の拠出建制度に関する拠出限度額（以下、DC拠出限度額）は、他に企業年金制度を実施していない被用者の場合、5.5万円等⁶⁹に設定されており、他の企業年金制度を実施している場合等ではそれぞれ条件によって異なった拠出限度額が設定されている。

⁶⁹ 自営業者を対象とする個人型確定拠出年金では、国民年金基金制度とのバランスから、拠出限度額は月額6.8万円とされている。

(図表 4-1) DC 拠出限度額



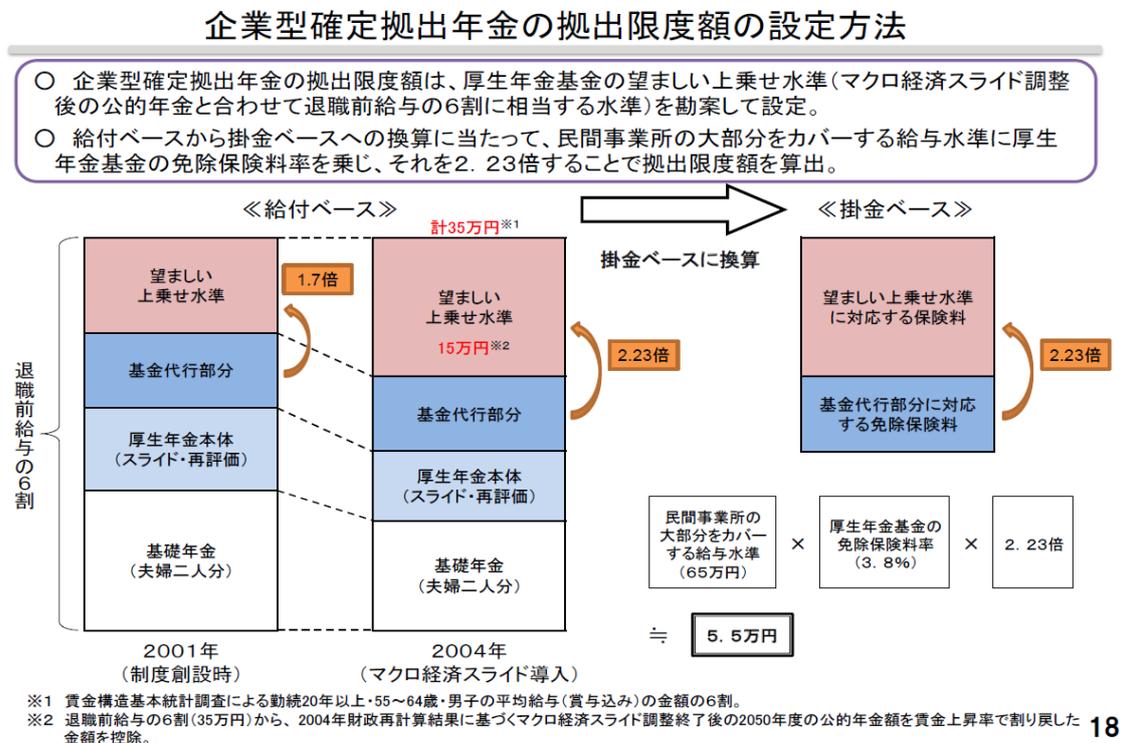
(出所) 厚生労働省 (2019—①)

被用者に適用される DC 拠出限度額の算定根拠は、厚生年金基金に対する特別法人税の課税判定基準⁷⁰を基に設定されている。具体的には、マクロ経済スライド調整後の公的年金と合わせて退職前給与の 6 割に相当する「水準」を勘案して設定されている⁷¹。

⁷⁰ 厚生年金基金は原則として特別法人税が非課税であるが、一定の給付水準を超える厚生年金基金に対して、一定の給付水準を超える給付に相当する積立金に対して 1.173%の特別法人税が課税される(課税厚生年金基金)。一定の給付水準は代行部分に相当する給付額に対する比率で決定され、現在は代行相当額の 3.23 倍、確定拠出年金制度創設当時は代行相当部分の 2.7 倍とされていた。

⁷¹ 厚生労働省 (2019—①)

(図表 4-2) 被用者に対する拠出限度額の設定方法



(出所) 厚生労働省 (2019—①)

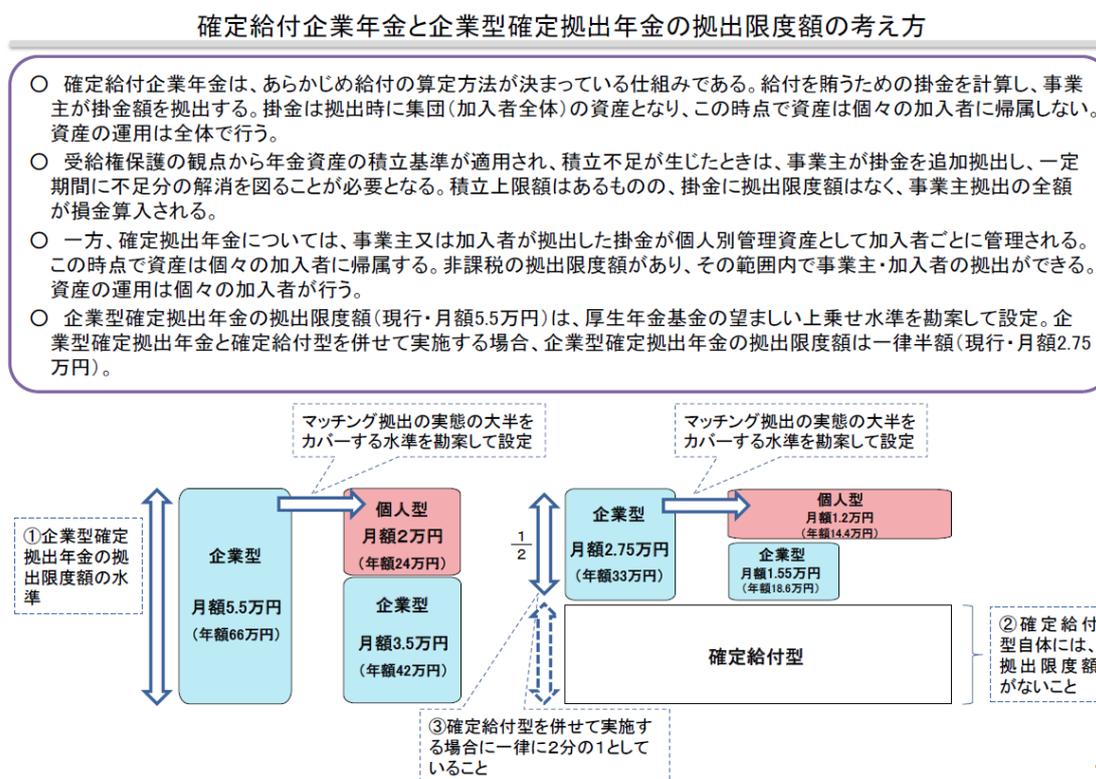
確定拠出年金制度創設当時からの考え方に基づいて拠出限度額が設定されているが、公的年金の水準については、2004年に導入されたマクロ経済スライド調整による水準調整が加味されて拠出限度額が設定されている。その後も、拠出限度額については随時改定がなされているが、その際にもその当時の厚生年金基金の実績に基づき、同様の設定方法が維持されている⁷²。

また、確定給付企業年金制度に関しては、給付建年金制度の特性である、①あらかじめ給付の算定方法が決まっている仕組みであること②給付を賄うための

⁷² 厚生労働省 (2019—②) 5 ページ

掛金を計算して事業主が拠出するが当該掛金は一個人に帰属できないこと、③積立不足が生じた場合は受給権保護の観点から掛金が追加拠出され一定期間内に積立不足を解消する必要があること等から、拠出限度額が設定されていないといった事情がある⁷³。

(図表 4-3) 確定給付企業年金と確定拠出年金の拠出限度額の考え方



(出所) 厚生労働省 (2019—①)

日本では、確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度の税制上の取り扱いの均衡を図ることを図ることを目的として「イコルフットィング」が議論されて

⁷³ 厚生労働省 (2019—①)

いる。議論のポイントは両制度の掛金拠出限度額の均衡を図ることであり、確定拠出年金制度が導入された当時の拠出限度額の考え方を基礎に検討されているように感じる。

日本における確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度に共通の拠出限度額を設定する議論では、確定拠出年金制度の拠出限度額は厚生年金基金の積立金への課税基準を根拠として、「厚生年金基金の免除保険料」をもとに決定している確定拠出年金制度の拠出限度額を前提として、確定拠出年金制度・確定給付企業年金制度の掛金配分の議論に留まっている。

しかし、厚生年金基金の課税水準判定の基礎となる免除保険料の決定根拠である「代行保険料率」の予定利率は 4.1%⁷⁴であり、デフレ・低成長が続いている 2020 年現在の経済環境に整合的な設定となっているのか懸念がある。この予定利率の議論は、公的年金制度の財政検証等における経済前提との関係を踏まえて見直す必要があるのではないか。その結果次第では拠出限度額を根本的に見直す必要があるようにも思われる。また、今後も発展の期待ができる確定拠出年金の拠出限度額の算定基準が、廃止の方向にある厚生年金基金制度を基礎としていることには疑問もある。

⁷⁴ <http://www.jscpa.or.jp/database/fund/index.html>（日本年金数理人会実務基準 アクセス日：2020年9月29日）

一方、確定給付企業年金制度には 2021 年法改正後においても掛金の拠出限度額が設定されていない。いわゆる「イコールフットイング」の議論をする際の前提は、確定拠出年金制度の拠出限度額に対応した、確定給付企業年金制度の給付水準はいかにあるべきかという点も重要な論点となろう。公的年金水準の将来的な低下を踏まえた議論が必要であり、その点も確定拠出年金制度の拠出限度額とも関係する。

第 2 項 イギリスの年間非課税限度額と生涯非課税限度額導入からの示唆

イギリスの年金制度は、第 1 節・第 2 節で記述したように、給付建制度・拠出建制度のいずれであっても「退職時の給与の 2/3 の年金額を目標とする」という考え方が伝統的である。私的年金制度における年間発生受給権に対する非課税限度額はこの給付水準を意識して設定されている。年間に発生する受給権はそれぞれの制度特性を反映し、給付建制度であれば「加入期間の伸長に伴い増加する年金額の 16 倍」、拠出建制度であれば「年間に拠出される掛金額」としている。それぞれの制度における年間に発生する受給権は、一定の数理的前提のもとで、均衡がとれたものとして設定されている。

イギリスの年間非課税限度額は、GAD（2010）のとおり、拠出建制度における物価変動率控除後の実質的な運用利回りを想定して終身年金購入コストも考慮した非課税限度額が設定されており、その非課税限度額は給付建制度の年金

原資とも考え方の上では平仄がとれている⁷⁵。また、生涯非課税限度額では複雑な年金税制を簡素化しようとしたが、導入の当時に主流であった給付建適用除外職域年金制度⁷⁶への悪影響を回避する配慮がなされている⁷⁷。

具体的には、拠出後の運用期間の短い拠出建制度の高齢加入者が十分な年金原資を積み立てることが可能であるように、年間の受給権発生額の大きい高給の引退直前の加入者であっても抵触しないように、年間非課税限度額が設定されている。さらに、当時は受給開始直前であった1970年以前に制度に加入した給付算定給与に上限が設定されていなかった者や給付水準の高い公的部門・大企業幹部等に対する給付建制度の発生済受給権が非課税限度を超過しないように生涯非課税限度額が設定されているといった、現実に存在する制度や加入者への十分な配慮がなされている。

確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度の均衡を図るという考え方には、イギリスの年間非課税限度額・生涯非課税限度額の手法は拠出建制度と給付建制度それぞれの制度特性を踏まえて、同水準の給付を確保するための手法として参考になると思われる。しかし、両制度の均衡を図る技術的な方法といった点

⁷⁵ 第2節第9項参照

⁷⁶ イギリスの年金制度では「既得権」が強く保護されるため、税制改正に際しても給付建制度のウェイトが大きい高齢の加入者や年金受給者の権利侵害が発生しないように配慮された

⁷⁷ 第2節第8項参照

以外の法的な背景にも注目しておく必要がある。特に重要な点は「イギリスの年金制度では、拠出建制度・給付建制度ともに一度付与した受給権は没収不可能である」という点である。この点は日本の受給権に関する法的な位置づけとは大きく異なる点に留意が必要である。

第3項 日本における「共通の拠出限度額」導入に関する課題

イギリスの年間非課税限度額や生涯非課税限度額を参考にする際には、導入の最大の理由は「給付建制度における加入時期の相違による税制上の取り扱いの簡素化」であり、副次的な理由として「給付建制度と拠出建制度の共通の拠出枠の設定」があったと考えられる。日本では「確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度共通の非課税限度額」の設定が主な課題であって、イギリスとは課題設定の目的が異なる点に留意すべきであろう。

そのうえで、日本における「DB・DC 共通の拠出限度額」の導入について検討する。日本でもイギリスの基本的な考え方と同様に、確定給付企業年金制度または確定拠出年金制度における年金原資の積立を基準に限度額を検討するのが自然であろう。

その場合に問題となるのは「確定給付企業年金制度の限度額の基準」であろう。なぜならば、給付建制度においては引退後の給付額は給付算定式によって決定されるからである。数理的には、それぞれの確定給付企業年金制度の給付設計に

基づいて、一定の年齢からの受給開始を想定した「据置年金現価」の年間増加額、または、財政運営基準を援用して非継続基準の「最低積立基準額」の年間増加額を基準とする方法が考えられる。

しかし、これらの方法は現時点から年金受給開始時期までの期間による「利息による割引」という要素が介在し、現在時点と受給開始時期までの期間の長短によって年齢別に拠出限度額が異なるという「年齢要素」が拠出限度額に反映されることとなる。このような拠出限度額とした場合、限度額管理といった実務面で複雑な拠出限度額の管理が必要になる。

さらに、日本の確定給付企業年金制度では「同一の勤続期間・年齢で」退職したとしても退職時の事由によって給付額が異なる」という特性があり、「据置年金現価」や「最低積立基準額」の計算を行う際に使用する給付額の推計と実際の退職時に給付される額の相違が生じる。この点はイギリスの給付建制度とは異なり、非継続基準の最低積立基準額等、技術的には可能な方法が存在したとしても「受給権の評価」として適切なものであるか否か、慎重な検討を行う必要があらう。

現在、社会保障審議会企業年金・個人年金部会では年金数理計算に基づく「標準掛金」を指標として確定給付企業年金制度の拠出限度額を判断する方法が検討されているようである。もちろん、この方法は退職事由の相違を確率的に計算

に織り込むことが可能であり、通常行っている年金数理計算に基づく「標準掛金」を指標として用いることで実務上の煩雑さを解消できる一つの方法である。

ただし、年金数理計算に基づいて算定される標準掛金は、定期的な財政再計算の際には計算基礎率に変更されるため、制度内容に変更がなくても、退職事由の見込みの変化等の要因によって変動する。この点を「受給権の評価」としての側面からどのように理論的な制度を行い、適切な指標であると整理するために、慎重な検討が必要であろう。この点が整理・解決できれば、イギリスの年間非課税限度額のように一律の拠出限度額を設定するための実務的な指標として活用することが可能となろう。

一方、「発生済受給権」という観点からは、確定拠出年金では事業主拠出分と本人拠出分の合計額に運用収益を加えたものが給付額となり、いったん拠出した年金掛金は本人口座に蓄積されて、事業主が没収することは不可能であるため、イギリス同様、当該年度に拠出された掛金が本人に付与された没収不能の年金受給権であることは明確であろう。ただし、現在の拠出限度額の決定根拠と現下の経済情勢等を踏まえたうえで適切なものであるか否かに関しては議論が別途必要であろう。

しかし、確定給付企業年金制度の「発生済受給権」に関しては議論が必要であろう。

イギリスの給付建年金制度では「2年以上の加入者に対しては受給権付与」が義務付けられ、かつ、当該受給権は「取り消し不能の受給権」である。日本の場合、確定給付企業年金制度においては、退職事由による給付額の差が存在するため、退職時にならないと給付額が定まらず、在職中に取り消し不能の受給権が付与されたとは必ずしもいえない。

さらに重要な点として、在職者に対する過去に遡及した給付減額が可能であり、年金受給権が確定したはずの年金受給者に対しても、本人の同意が必要であるものの、法令上は給付減額が可能であり、イギリスの給付建制度における「取り消し不能の受給権が付与される」とは法的位置づけが異なる。

確定拠出年金制度の給付減額が過去に遡及する場合、拠出限度額の範囲に収まるように過去に拠出した年金掛金額が給付に反映されず、過去に遡って拠出限度額の使い残しが発生することになる。これは、拠出限度額と実際の給付額が対応しないという重大な問題が発生することを意味する。

日本では確定給付企業年金制度には「取り消し不能な受給権が法令上は存在していない」という点を考えれば、「確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度に共通の非課税限度額」を検討する際には、確定給付企業年金制度の受給権の曖昧さをどのように整理するのか、十分に検討する必要があるだろう。

以上

【参考①】 職域年金制度の「適用除外」について⁷⁸

イギリスの私的年金制度は、公的部門の被用者を対象とする職域年金制度がリードして発展したという経緯がある。公務員を対象とした職域年金制度は1854年、軍人を対象とする制度は1874年、1890年に警察官、1898年に教員、その後、1920年代に地方公務員等に普及した。私的部門の被用者に対する職域年金制度は19世紀末頃から普及が始まり、1950年代に大企業を中心に拡大した。

一方、職域年金制度の対象とならない被用者は、給付水準の低い定額の公的年金のみが老後の所得保障であったため、1975年社会保障法により、公的年金においてもそれなりの水準の所得比例の年金を上乗せすることとなった。その際、既に十分な給付水準であった職域年金はこの所得比例年金の適用対象外とする仕組み（適用除外）が導入された。

適用除外が導入された当初は給付建制度のみが対象であったが、1986年社会保障法により、拠出建の職域年金制度および個人年金制度（拠出建制度）にも適用除外が認められることとなった。

適用除外の対象となった場合、所得比例の公的年金に相当する保険料の納付が免除され、免除された保険料（または、それ以上）を職域年金制度へ拠出する

⁷⁸ 詳細は「厚生年金基金連合会（1999）p234~p242 参照

必要がある。公的年金制度への納付が免除された保険料のことを「リベート」と称する。

適用除外の要件は給付設計等によって定められており、その概要は以下のとおりである。

① 給付建制度の適用除外要件

- ✓ 年金額は報酬比例に公的年金制度を上回ること
- ✓ 本人の年金額の 1/2 以上の遺族年金を配偶者に支給すること
- ✓ 年金支給開始年齢は公的年金の支給開始年齢以前であること
- ✓ 最低保障年金相当額については年金の実質価値が維持されること

② 拠出建制度の適用除外要件

- ✓ リベート以上の保険料を拠出すること
- ✓ 退職時には終身年金を支給すること
- ✓ 本人の年金額の 1/2 以上の遺族年金を配偶者に支給すること
- ✓ 支給開始年齢は公的年金の支給開始年齢以前であること
- ✓ 最低保障年金相当額については年金の実質価値が維持されること

③ 個人年金制度（拠出建制度）の適用除外要件

- ✓ リベート以上の保険料を拠出すること

- ✓ 退職時には終身年金を支給すること
- ✓ 本人の年金額の 1/2 以上の遺族年金を配偶者に支給すること
- ✓ 支給開始年齢は 50 歳~75 歳であること
- ✓ 最低保障年金相当額については年金の実質価値が維持されること

【参考②】「個人貯蓄勘定（Individual Savings Accounts：ISA）」について

イギリス在住の個人は年間£20,000を上限として税制優遇措置のある個人貯蓄勘定に積み立てが可能で、以下の4タイプの個人貯蓄勘定が存在する。ただし、長期ISAは年間£4,000が上限である。なお、各ISA合計で年間£20,000の上限が適用される。また、毎年発生する運用収益（インカムゲイン・キャピタルゲイン）は非課税である。

- ① キャッシュ ISA（Cash ISA）：16歳以上の者が開設可能で主に銀行預金で運用するISA
- ② 株式ISA（Stocks and shares ISA）：18歳以上の者が開設可能で公社債・株式・投資信託で運用するISA
- ③ イノベーション投資ISA（Innovative finance ISA）：18歳以上の者が開設可能でクラウドファンディング・ビジネスへの直接投資で運用するISA
- ④ 生涯ISA（Lifetime ISA）：引退後の収入確保を目的とする個人勘定であり、その概要は以下の通り

【生涯ISAの概要】

(ア) 18歳以上40歳未満のイギリス在住者が口座開設可能で、50歳到達時までの拠出が可能

(イ) 年間拠出上限額は £ 4,000

(ウ) 政府は年間 £ 1,000 を上限として本人拠出額の 25% を口座に振り込む

(エ) 資金引き出し可能な事由は、① £ 450,000 以下の価格の住居の購入、

②60 歳以上となった場合、③余命 1 年以内の重篤な疾患になった場合、の

三種類

(オ) 上記①～③以外の事由での引き出し⁷⁹は 25% (政府補助金相当) のペナ

ルティが徴収される

なお、生涯 ISA 以外では個人勘定からの引き出しは随時可能であり、一つ

の ISA から他の ISA への移換は原則として可能である。

⁷⁹ 60 歳未満で生涯 ISA から他の ISA へ移換する場合も 25% のペナルティ徴収の対象

【参考③】「登録年金制度」について⁸⁰

登録年金制度は、2004年金融法による年金制度で、引退給付⁸¹・遺族給付・疾病や障害に伴う給付等を行うことを目的とする制度であり、一定の税制優遇を受けることのできる制度である。税法上は設立形態に特段の制限はないが、実態は「信託」の法的形態を採用する例がほとんどである。また、雇用年金省（Department for Work and Pensions）の規制に従い、給付の形態・積立方法と運用方法・給付の支払時期等を定めている。さらに、2006年4月5日時点で税制適格であった年金制度に関しては、2006年4月6日以降も「登録年金制度」に自動的に移行できるとされている⁸²。一方、新たに登録年金制度の認可を得るためには、イギリス歳入庁（HM Revenue and Customs；HMRC）の承認が必要であり、申請承認が可能な制度は、2000年金融サービス市場法（The Financial Services and Markets Act 2000）に基づく銀行または保険会社が運営する個人年金・ステークホルダー年金、事業主が従業員のために設立する職域年金制度、または、イギリス議会の承認を得て設立される公的部門の被用者を対象とする制度である。

登録年金制度の設立形態は、職域年金単位に設立、公的部門の被用者を対象に

⁸⁰ HMRC（2020-②）PTM031100による

⁸¹ 一定の年齢に到達したために引退給付が発生する場合を含む

⁸² 年金基金・会社型年金といった企業年金以外の任意付加年金・適格個人年金も含まれる

設立、金融監督庁の認可を得た者が設立の三通りである。また、2004 年年金法により、税制申告・納税を含む年金制度の管理運営に責任を持つ個人または法人である「制度管理者 (Scheme Administrator)」を任命しなければならない。

登録年金制度であっても、制度管理者が不在となったとき、制度管理者が重大な納税上の錯誤を生じさせた場合、制度運営上の重要な情報に誤りがあったとき、制度からの給付が適正に行われなかったとき等の事情が発生したときは、イギリス歳入庁が登録を取り消すことがある。

2004 年 4 月 5 日以前の税制適格要件の概要は以下のとおりである。

- ① 受給権付与に必要な期間が 2 年以内であること
- ② 年金額は被用者の最終給与の 2/3 以内であること
- ③ 一時金給付は被用者の最終給与の 3/80 に加入年数を乗じた額以内であること
- と
- ④ 年金支給開始年齢は 50 歳以上 75 歳以下であること
- ⑤ 事業主が必ず掛金を負担し、被用者負担掛金は給与の 15%以内

【参考④】年金税制改正（The Taxation of Pensions Act 2014）の概要

イギリスでは「2014 年年金税制法（The Taxation of Pensions Act 2014）」により 2015 年 4 月 6 日から給付建制度の受給方法が弾力化（Pensions Freedom）された。

2014 年年金法施行前は、拠出建制度からの給付は終身年金給付が原則であった。しかし、拠出建制度の普及拡大に伴い、個人が終身年金を購入するコストの高さ等から、有期年金・一時金受給のニーズが高まった。そのため、イギリス政府は、①引退後の収入確保に関しては本人の自主的な判断が尊重されるべきこと、②年間 2 万ポンド以上の年金収入のある者に対する年金原資引き出しの自由化経験の蓄積、③適切な需給の選択肢と公正な税制の実現、④年金原資引き出しとその他の収入との税負担の公平性の実現と過度な節税の防止のバランス、⑤年金原資が 31 万ポンド以上の者は柔軟な引き出しが可能といった年金原資の多寡による取り扱いの不均衡、⑥十分な知識のある者の自由な選択を許容、といった理由から拠出建制度の受給方法の弾力化が実現した⁸³。

改正前の年金制度からの給付に関して、①年金制度からの給付は 55 歳以上でなければならない、②原則として拠出建制度では年金原資の 75%以上を終身年

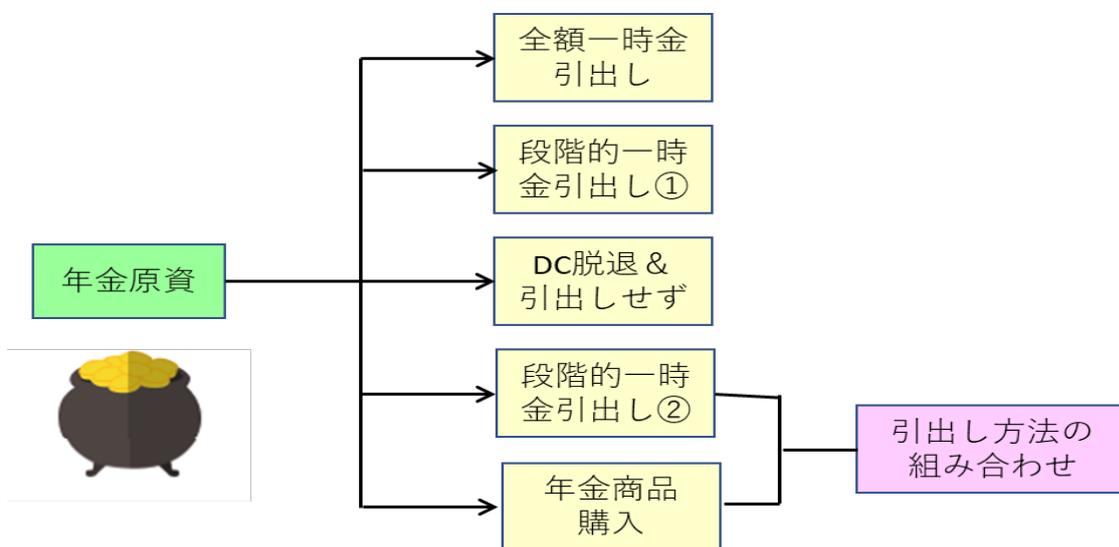
⁸³ HMT (2014)

金で受給しなければならない⁸⁴、という規制があった。

改正後は、①給付金の受給は 55 歳以上でなければならない（従来通り）、②受給方法は「終身年金（annuity）」・「一時金（Lump-sum）」・「定額 or 定率取崩（Draw down）」およびそれらの組合せで受給することが可能、③給付額のうち年金原資の 25%以内に相当する部分は非課税（従来通り）、④年金原資のうち 25%を超える部分は他の所得と合算して総合課税、という規制に変更された。

改正後の拠出建制度における受給パターンと給付金に対する課税は以下のとおりである。

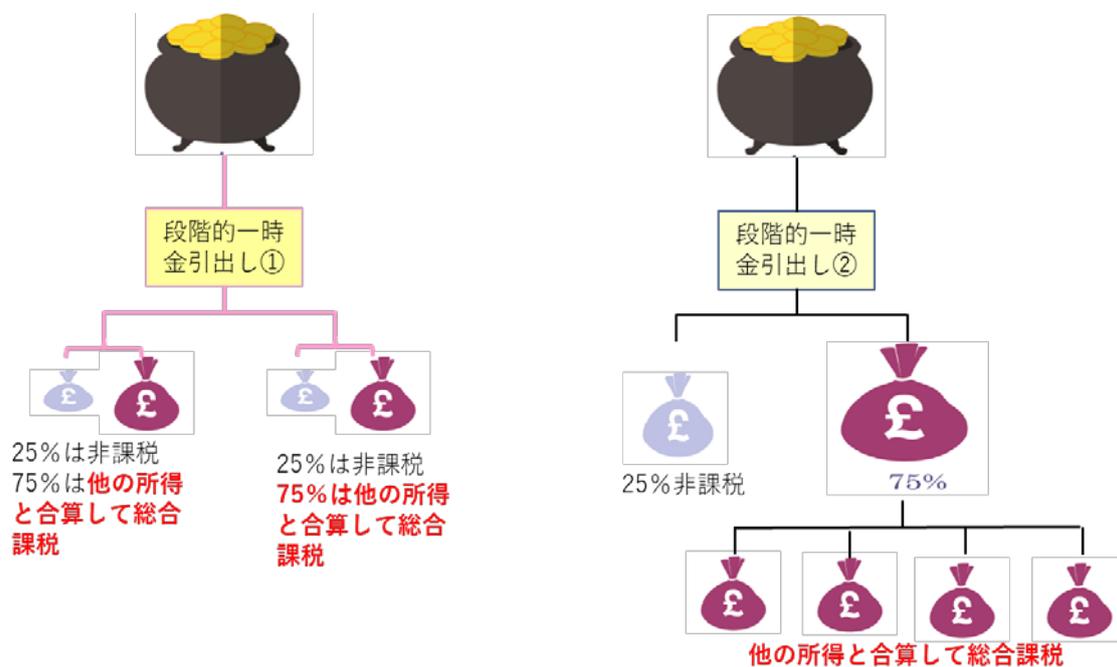
【図表：参考④-1】改正後の受給パターン



（出所）PPI（2018）Figure1 から筆者が作成

⁸⁴ 拠出建制度からの一時金を給付する場合、年金原資の 25%は非課税で受給可能であるが、残りの 75%は終身年金を購入することが基本。一時金での受給は不可能ではないが、55%という禁止的な税率が課された。

【図表：参考④-2】 改正後の給付金に対する課税



(出所) PPI (2018) Figure 2 から筆者が作成

【参考⑤】年間非課税限度額・生涯非課税限度額見直しの状況

年間非課税限度額、および、生涯非課税限度額は導入後、何回かにわたって見直されている。見直しの理由は「それぞれの限度額が実際に利用されている状況」、「税制優遇に要するコスト（税収の減少額）」、「課税の公平性」と説明されている⁸⁵。

HC (2019) に記載されている各課税年度のそれぞれの限度額は以下のとおりである。

課税年度	生涯非課税限度額	年間非課税限度額
2006 年度	£ 1,500,000	£ 215,000
2007 年度	£ 1,600,000	£ 225,000
2008 年度	£ 1,650,000	£ 235,000
2009 年度	£ 1,750,000	£ 245,000
2010 年度	£ 1,800,000	£ 255,000
2011 年度	£ 1,800,000	(注1) £ 50,000
2012 年度	(注1) £ 1,500,000	£ 50,000
2013 年度	£ 1,500,000	£ 50,000
2014 年度	(注2) £ 1,250,000	(注2) £ 40,000

⁸⁵ HC (2019)

2015 年度	£ 1,250,000	(注 4) £ 40,000
2016 年度	(注 3) £ 1,000,000	£ 40,000
2017 年度	£ 1,000,000	£ 40,000
2018 年度	£ 1,030,000	£ 40,000
2019 年度	£ 1,055,000	£ 40,000

(注 1) Finance Act 2011 により引下げ

(注 2) Finance Act 2013 により引下げ

(注 3) Finance Act 2016 により引下げ

(注 4) 2016 課税年度以前は、課税年度末直前に終了したそれぞれの年金制度で使用している年度末において年間年金拠出額をそれぞれ算出し、各年金制度における年度末が属する課税年度の年間年金拠出額としていた。このため、2015 課税年度においては、年間非課税限度額を 2 年分の £ 80,000 とする移行措置が採用された。

【参考⑥】 給付建制度における年金原資算定の基礎

(1) GAD (2010) における割引率設定の前提となる各種利率の相互関係

- ① 小売物価上昇率 (CPI) = 消費者物価上昇率 (RPI) + 0.75%
- ② 物価連動債券利回り (ILG) = RPI + 1.5% = CPI + 2.25%
- ③ 収益追求型運用資産利回り (RSA) = ILG + 3% = CPI + 5.25%
- ④ 年金受給待期中年金額再評価率 = CPI
- ⑤ 年金受給中年金額再評価率 = CPI + 0.25%
- ⑥ 拠出建制度における運用報酬 = 1%⁸⁶
- ⑦ 70歳時点における終身年金購入時の割引率 = ILG - 0.25% = CPI + 2.0%
- ⑧ 引退前の年金資産の投資割合: 収益追求型運用資産 2/3、物価連動債券 1/3

上記の前提から導かれる各種利率は以下の通りとなる。

(ア) 引退前の段階における割引率

- 年金額再評価率控除後の物価連動債券利回り
= (CPI + 2.25%) - CPI = 2.25%
- 年金再評価率控除後の収益追求型運用資産利回り
= (CPI + 5.25%) - CPI = 5.25%

⁸⁶ 積立てた個人勘定残高に対する割合

- 年金再評価率控除後の引退前の年金資産期待運用資産利回り

$$= (2/3 \times 5.25\% + 1/3 \times 2.25\%) - 1.0\% = \underline{3.25\%}$$

(イ) 引退後の段階における割引率

- 年金額再評価率控除後の物価連動債券利回り

$$= (\text{CPI} + 2.25\%) - (\text{CPI} + 0.25\%) = 2.0\%$$

- 年金再評価率控除後の収益追求型運用資産利回り

$$= (\text{CPI} + 5.25\%) - (\text{CPI} + 0.25\%) = 5.0\%$$

- 年金再評価率控除後の引退前の年金資産期待運用資産利回り

$$= (2/3 \times 5.0\% + 1/3 \times 2.0\%) - 1.0\% = \underline{3.0\%}$$

- 年金額再評価率控除後の物価連動債券利回り

$$= (\text{CPI} + 2.0\%) - (\text{CPI} + 0.25\%) = \underline{1.75\%}$$

(2) 物価連動債券の利回り⁸⁷

(単位：%)

	1月1日	4月1日	7月1日	10月1日
2000年	1.84	1.85	1.84	2.01
2001年	1.92	2.24	2.42	2.40
2002年	2.29	2.29	2.18	2.06
2003年	2.12	2.03	2.00	2.02
2004年	1.96	1.76	1.90	1.78
2005年	1.60	1.67	1.44	1.35
2006年	1.06	1.12	1.34	1.08
2007年	1.11	1.24	1.46	1.20
2008年	0.90	0.83	0.75	0.90
2009年	0.82	1.04	0.85	0.65
2010年	0.65	0.69	0.76	0.57

(注) 上記は15年の物価連動債券の利回り（インフレ率0%と5%の平均値）

⁸⁷ 出所 GAD (2010) Appendix F

【参考文献】

- 厚生労働省（2018）「厚生労働省 平成 30 年就労条件総合調査」
- 厚生労働省（2019－①）「2019 年 4 月 22 日 第 4 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料 2」
- 厚生労働省（2019－②）「2019 年 12 月 25 日 第 10 回社会保障審議会企業年金個人年金部会 『社会保障審議会企業年金・個人年金 部会における議論の整理』」
- 厚生年金基金連合会（1999）「海外の年金制度 日本との比較検証 厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）編」（東洋経済新報社）
- ACA（2004）「Response from the Association of Consulting Actuaries to the HMT/Inland Revenue document ‘Simplifying the taxation of pensions : the Government’s proposals’ dated to December 2003」
- DHSC（2019）「NHS Pension Scheme: pension flexibility（Department of Health & Social Care）」
- DWP（2011）「A state pension for the 21st century（Department for Work and Pensions）」

- DWP (2012-①) 「Automatic enrolment: Guidance on certifying money purchase pension schemes (Department for Work and Pensions)」
- DWP (2012-②) 「Automatic enrolment: Guidance for employers on certifying defined benefit and hybrid pension schemes (Department for Work and Pensions)」
- DWP (2012-③) 「Automatic enrolment: Guidance for actuaries on certifying defined benefit and hybrid pension schemes (Department for Work and Pensions)」
- DWP (2013-①) 「The single-tire pension: a simple foundation for saving (Department for Work and Pensions)」
- DWP (2013-②) 「The single-tire pension: a simple foundation for saving Impact Assessment (Department for Work and Pensions)」
- DWP (2016-①) 「Your State Pension statement explained DWP040 06/15 (Department for Work and Pensions)」
- DWP (2016-②) 「Your State Pension statement explained DWP040B 06/15 (Department for Work and Pensions)」

- DWP (2017) 「Automatic Enrolment Review 2017: Analytical Report (Department for Work and Pensions)」
- GAD (2010) 「Reducing the Annual Allowance Setting the valuation factor 13 October 2010 (Trevor Llanwane, Government Actuary Government Actuary Department)」
- HC (2019) 「Briefing Paper CBP-5091, 10 June 2019 Restricting pension tax relief (House of Commons Library)」
- HMRC (2015) 「Pensions tapered annual allowance (HM Revenue & Customs : 8 July 2015)」
- HMRC(2020-①)「Pensions Tax Changes to income thresholds for calculating the tapered annual allowance (HM Revenue & Customs : 11 March 2020)」
- HMRC (2020-②) 「Pensions Tax Manual 5 August 2020 updated (HM Revenue and Customs)」
- HMT (2002) 「Simplifying the taxation of pensions : increasing choice and flexibility for all December 2002 (HM Treasury)」
- HMT (2003) 「Simplifying the taxation of pensions : the Government's

proposals December 2003 (HM Treasury)」

- HMT (2014) 「Freedom and choice in pensions: government response to the consultation July 2014 (HM Treasury)」
- IFS (2010) 「The history of state pensions in the UK : 1948 to 2010 IFS Briefing Note BN 105 (Antony Bozio, Rowena Crawford, Gemma Tetlow : E.S.R.C Economic & Social Research Council)」
- LCP (2014) 「Our guide to the Pensions Act 2014 May 2014 (Lane Clark & Peacock LLP.)」
- LCP (2015) 「Our guide to the Pension Schemes Act 2015 March 2015 (Lane Clark & Peacock LLP.)」
- LCP (2020) 「Pensions Bulletin 2020/11 – Budget Special (Lane Clark & Peacock LLP.)」
- NAO (2004) 「The Government’s estimates of the impact of the pensions lifetime allowance 9 March 2004 (National Audit Office)」
- NAO (2016) 「Introduction of the new state pension 9 November 2016 (National Audit Office)」

- ONS (2018) 「Occupational Pension Schemes Survey (OPSS), 2018 (Office for National Statistics)」
- ONS (2019) 「Annual Survey of Hours and Earnings: Summary of Pension Results - Provisional 2019 estimates (Office for National Statistics)」
- ONS (2020) 「Employee workplace pensions in the UK: 2019 provisional and 2018 final results March 2020 (Office for National Statistics)」
- PPI (2011) 「An assessment of the government's options for state pension reform (Pension Policy Institute)」
- PPI (2018) 「The evolving retirement landscape May 2018 (Pension Policy Institute)」
- PPI (2020-①) 「The Pensions Primer : A Guide to the UK Pensions System 2020 (Pension Policy Institute)」
- PPI(2020-②)「The DC Future Book 2020 Edition (Pension Policy Institute)」
- TPR (2015) 「Automatic enrolment Commentary and Analysis: April 2014 – March 2015 (The Pensions Regulator)」
- WTW (2019) 「FTSE 350 DC Pension Survey 2019 August 2019 (Willis

Towers Watson)」

研究成果による知的財産権の出願・取得状況：知的財産の内容、種類、番号、出願年月日、取得年月日、権利者 該当なし